

資料編

【資料編 目次】

国民保護に関する用語	1
1 条例等	
1-1 今治市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	12
1-2 今治市国民保護協議会条例	13
1-3 今治市国民保護協議会委員名簿	14
2 関係機関の連絡先	
(1) 省庁・指定地方行政機関	15
(2) 指定地方公共機関	15
(3) 県（本庁及び主な地方機関）	16
(4) 市町	17
(5) 消防機関	18
(6) 警察機関	18
(7) 自衛隊	19
(8) 今治市関係	20
3 避難	
3-1 輸送力に関する情報	23
(1) 避難経路として想定される道路	23
(2) 避難経路として想定される海路	25
(3) 避難経路として想定される空路	28
(4) 輸送力のリスト（保有車両・一般）	29
(5) 輸送力のリスト（保有車両・乗用）	30
(6) 輸送力のリスト（保有車両・霊柩）	30
(7) 輸送力のリスト（保有船舶）	31
3-2 輸送施設に関する情報	33
(1) 港湾	33
(2) 漁港	34
(3) 臨時ヘリポート	35
3-3 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧表	36
3-4 災害時優先電話一覧表	44
3-5 愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）一覧表（関係分）	49
3-6 消防通信施設一覧表	55
3-7 今治市防災行政無線一覧表	56
4 救援	
4-1 備蓄物資のリスト	59
(1) 災害用備蓄物資一覧表	59
(2) 備蓄場所一覧表	63
(3) 水道部可搬式給水タンク在庫一覧表	64
4-2 関係医療機関及び救護班のリスト	65
4-3 火葬場のリスト	67
4-4 救援の程度及び基準	68
5 生活関連等施設	
5-1 生活関連等施設の種類の種類	75
5-2 石油コンビナート等施設に関する資料	80
6 避難実施要領パターン	81
7 様式	
7-1 被災情報の報告様式	96
7-2 様式第3号（第2条関係）安否情報報告書の様式	97
7-3 様式第1号（第1条関係）安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	98
7-4 様式第2号（第1条関係）安否情報収集様式（死亡住民）	99
7-5 様式第4号（第3条関係）安否情報照会書様式	100

7-6	様式第5号(第4条関係)安否情報回答書様式	101
7-7	避難に関する情報報告様式	102
7-8	火災・災害等即報要領(第3号様式)	103

国民保護に関する用語

この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

(五十音順)

※武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）は、以下「法」という。

※武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月法律第79号）は、以下「事態対処法」という。

用語	意義及び用法
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（市の住民以外のもので市域内に在る者及び市域内で死亡した者を含む。）の安否に関する情報をいう。〔法第94条第1項〕
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）をいう。
eラーニング	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システムをいう。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。
医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項の医薬品をいう。
医療救護班	医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うものをいう。
NBC	「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の略称をいう。
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃をいう。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。
応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めることをいう。法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。 〔法第113条〕

用語	意義及び用法
応急措置	武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。
応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策をいう。
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させる。 〔法第 139 条〕
海上保安部長等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「施行令」という。）第 7 条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。
開設	新しく施設や設備をつくり、その運用を開始することをいう。
化学剤	化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの（サリン、V X 等）をいう。
核燃料物質	原子力基本法第 3 条第 2 号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。
関係機関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体（県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定（地方）公共機関）をいう。
勧告	行政機関が参考として公表する意見をいう。法的拘束力はないが事実上、ある程度の強制力をもつ。
感染症指定医療機関	特定、第一種、第二種がある。特定は新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、第一種は一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者、第二種は二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関をさす。なお、一類感染症とはエボラ出血熱、痘そう、ペスト等、二類感染症とは急性灰白髄炎、結核、ジフテリア等をいう。 〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 6 条〕
義援金等	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品のことをいう。
危機管理対策本部	愛媛県危機管理対策本部（本部長：知事）をいう。
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、法施行令で定めるものをいう。 〔法第 103 条第 1 項、施行令第 28 条〕
救援	避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置をいう。〔法第 75 条〕

用 語	意 義 及 び 用 法
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府告示第 229 号）をいう。
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資）をいう。
緊急消防援助隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成 7 年に創設された消防の広域援助体制をいう。〔消防組織法第 45 条〕
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。〔事態対処法第 22 条第 1 項〕
緊急対処事態対策本部	緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織をいう。 武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第 14 条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第 15 条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法 16 条）の規定は準用されない。
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに、事態対処法第 22 条に基づき、政府が定める緊急対処事態への対処に関する基本的な方針をいう。
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害のことをいう。 〔法第 178 条〕
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいう。 〔法第 172 条第 1 項、事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号〕
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報のことで、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するものをいう。 〔法第 99 条〕
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。〔法第 79 条第 1 項〕

用 語	意 義 及 び 用 法
国の対策本部	武力攻撃事態等への対処措置の実施を推進するため、事態対処法第 10 条に基づき、内閣総理大臣（本部長）が臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。
警戒区域	市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域をいう。〔法第 114 条第 1 項、第 2 項〕
警察本部	愛媛県警察本部をいう。
警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報をいう。 〔法第 44 条〕
ゲリラ	不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避し、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員をいう。
県	愛媛県をいい、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
県現地対策本部	国民保護措置の実施を要する地域にあつて県対策本部の事務の一部を行うため、法第 28 条に基づき、知事が設置する愛媛県国民保護現地対策本部をいう。
県国民保護計画	法第 34 条に基づき愛媛県が作成する県の国民の保護に関する計画をいう。
県国民保護対策本部	県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。〔法第 27 条〕
県対策本部長	県（国民保護）対策本部の長をいう（知事をもって充てる。）。 〔法第 28 条〕
県対策本部等	愛媛県国民保護対策本部及び愛媛県緊急対処事態対策本部をいう。
広域応援体制	都道府県又は市町村の区域を越えた相互の応援体制をいう。
公共的施設	道路・公園・下水道・学校・図書館等、公共事業によって供給される施設をいう。公共財としての性格をもつ。
航空攻撃	我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。
後方医療活動	災害時において、現地の救護所や医療機関で対応しきれない重症患者等を、対応可能な後方の医療機関に搬送して行う医療活動をいう。災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院等で実施される。
国際人道法	一般的には、武力紛争の際に適用される国際法であつて、人道的考慮に基づいて成立したものをいう。戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めているジュネーヴ諸条約も含まれる。

用 語	意 義 及 び 用 法
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。〔法第 37～40 条〕
国民保護業務計画	指定公共機関、指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画をいう。
国民保護計画	政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機関が作成する計画をいう。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援等に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項等を定めるものである。県及び市町村の計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、県と指定行政機関は内閣総理大臣に、また、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することとなっている。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。〔法第 2 条第 3 項、事態対処法第 22 条第 1 項〕
国民保護等派遣	防衛庁長官が、知事から法第 15 条第 1 項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第 2 項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣をいう。〔自衛隊法第 77 条の 4〕
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律をいう。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）をいう。
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいう。具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行う。
災害医療拠点病院	通常の医療供給体制では、医療の確保が困難となった場合に傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院をいう。
災害時優先電話	災害対策のために優先して回線を確認するよう、あらかじめ登録してある電話をいう。

用 語	意 義 及 び 用 法
災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災計画など災害対策の基本を定めている。
市現地対策本部	市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。
市国民保護計画	今治市の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。
自主防災組織	災害対策基本法第5条に定める公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
自然災害	地震・洪水・火山爆発・暴風・豪雨等の自然現象が直接原因となって起こる災害。天災をいう。
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月法律第79号）を指す。
市長等	今治市長及び市の他の執行機関の長をいう。
指定行政機関	省庁等国の行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 〔事態対処法第2条第5号、事態対処法施行令第1条〕
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。〔事態対処法第2条第7号〕
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 〔事態対処法第2条第6号、事態対処法施行令第2条〕
指定地方公共機関	愛媛県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。〔法第2条第2項〕
集合施設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所をいう。
収用	知事等が、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資等の所有権を取得することをいう。
収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事等が提供する施設をいう。

用 語	意 義 及 び 用 法
ジュネーヴ諸条約	<p>戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めた条約をいい、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約） ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約） <p><主な内容> 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕虜の待遇に関する条約（第三条約） <p><主な内容> 捕虜は人道的に取扱わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦時における文民の保護に関する条約（第四条約） ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書） ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書） <p><主な内容> 非戦闘員である文民は保護されなければならない。（なお、第二追加議定書は、内乱等に関して適用される。）</p>
除染	<p>人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすることをいう。</p>
生活関連等施設	<p>国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものをいう。または、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で政令で定めるものをいう。〔法第102条〕</p>
生物剤	<p>生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすものをいう。</p>
赤十字標章	<p>ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。赤十字標章とは、この特殊標章のことをいう。</p>
相互応援協定	<p>災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定をいう。</p>
ダーティーボム	<p>爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。核兵器に比較して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害や放射能による被害をもたらす。</p>
第一追加議定書	<p>1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（平成16年条約第12号）をいう。</p>
対策本部（長）	<p>国では武力攻撃事態等対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）、県又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「県対策本部（長）」「市対策本部（長）」と表記している。</p>

用 語	意 義 及 び 用 法
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針をいう。（緊急対処事態に至ったときに定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。）〔事態対処法第9条〕
対処措置	<p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。武力攻撃事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられている。</p> <p>(2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。</p>
退避の指示	都道府県知事・市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避（屋内への退避を含む。）の指示をいう。
弾道ミサイル	ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイルをいう。
地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、原子力災害対策等について定めた計画をいう。
知事	愛媛県知事をいう。
知事等	愛媛県知事及び県の他の執行機関の長をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と、特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
着上陸侵攻	我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。
電気通信事業者	一般に固定電話や携帯電話等の電気通信サービスを提供する会社の総称。日本においては、電気通信事業法（昭和62年施行）に基づき電気通信役務（電気通信事業）を行う者をいう。
特殊標章等	第一追加議定書第66条3の国際的な特殊標章又は同条3の身分証明書をいう。〔法第158条第1項〕
特殊部隊	正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

用 語	意 義 及 び 用 法
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）をいう。 武力攻撃事態等における対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的として、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な事項を定めている。
特定物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他法施行令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。〔法第 81 条第 1 項〕
トリアージ	一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療や搬送の優先度をつけることをいう。治療、搬送とともに、災害時医療で最も重要な 3 つの要素の一つである。
被災者	武力攻撃災害による被災者をいう。
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報をいう。
非常通信協議会	人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会をいう。〔電波法第 74 条の 2〕
避難	対策本部長の避難措置の指示を受けた要避難地域を管轄する知事が、要避難地域等の住民を避難先地域等（屋内避難を含む。）に逃がすことをいう。〔法第 52 条、第 54 条〕
避難経路	住民が避難する経路をいう。避難路や鉄道路線等から編成される。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。〔災害対策基本法第 49 条の 10 関係〕
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む。）をいう。〔法第 52 条第 2 項第 2 号〕
避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設をいう。〔法第 148 条第 1 項〕
避難実施要領	避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたものをいう。〔法第 61 条〕
避難住民	避難を行った者又は避難の途中にある者（住民以外の滞在者を含む。）をいう。〔法第 75 条第 1 項〕
避難所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設をいう。
避難措置の指示	国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示をいう。〔法第 52 条第 1 項〕

用 語	意 義 及 び 用 法
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し、避難するよう行う指示をいう。
避難誘導	避難の指示を受けた住民を、避難先に導くことをいう。 〔法第 62 条第 1 項〕
福祉避難所	高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所をいう。〔災害対策基本法第 49 条の 7 関係〕
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。〔事態対処法第 2 条第 1 号〕
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる、人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。〔法第 2 条第 4 項〕
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。〔事態対処法第 2 条第 2 号〕
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）をいう。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。
武力攻撃事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令 252 号）をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。 〔事態対処法第 1 条〕
武力攻撃等	我が国に対する外部からの武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃をいう。〔事態対処法第 2 条第 1 号、法第 183 条〕
防護服	放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物等危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備をいう。
防災行政無線	市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用する無線通信網のことをいう。
放射性物質	放射能をもつ物質。特に、その核種が特定されていない場合、又は多数の放射性核種の混合物である場合にいう。
放射性ヨウ素	質量数 127 以外のヨウ素は不安定で一般にβ線とγ線を放出して他の元素に壊変する。このようなヨウ素を放射性ヨウ素という。核分裂に伴い生成される主な放射性ヨウ素は、質量数 131 のもの（半減期 8.06 日）、133 のもの（半減期 20.8 時間）、135 のもの（半減期 6.7 時間）等がある。質量数 131 の放射性ヨウ素は医療用としても用いられ、甲状腺機能亢進症や或る種の甲状腺ガンの治療に用いられる。

用 語	意 義 及 び 用 法
放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 26 号の放送事業者その他の放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。）の事業を行う者をいう。
保管命令	救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事等が生産者・販売者等に対して行う命令をいう。（隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止）〔法第 81 条第 3 項〕
緊急情報ネットワークシステム (Em-Net : エムネット)	総合行政ネットワーク（L GWAN）を利用し、国（官邸）と地方公共団体（都道府県、市町村）間で国民保護措置における緊急情報の通信（双方向）を行うシステムをいう。
全国瞬時警報システム (J-ALERT : ジェイアラート)	弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムをいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。 〔災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号〕
要避難地域	国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域をいう。 〔法第 52 条第 2 項第 1 号〕
利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）第 6 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条若しくは第 17 条又は第 21 条の規定に基づき、国対策本部長又は政府が定めることができる港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域又は電波の利用に関する指針をいう。

1 条例等

1-1 今治市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

○今治市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 31 日
条例第 35 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、今治市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他市職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第 6 条 第 2 条から前条までの規定は、今治市緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 今治市国民保護協議会条例

○今治市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、今治市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、35 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 25 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 3 今治市国民保護協議会委員名簿

	所 属 機 関 名	役 職 名
1	今治海上保安部	部長
2	陸上自衛隊第 14 特科隊	第 2 中隊長
3	東予地方局今治支局	支局長
4	今治保健所	所長
5	東予地方局今治土木事務所	所長
6	今治警察署	署長
7	伯方警察署	署長
8	今治市	副市長
9	今治市	教育長
10	今治市	消防長
11	今治市	総務部長
12	今治市	企画財政部長
13	今治市	健康福祉部長
14	今治市	市民環境部長
15	今治市	産業部長
16	今治市	農水港湾部長
17	今治市	都市建設部長
18	今治市	上下水道部長
19	株式会社NTTフィールドテクノ四国支店愛媛営業所	新居浜フィールドサービスセンター課長
20	日本郵便株式会社今治郵便局	局長
21	日本通運株式会社今治支店	支店長
22	四国電力株式会社今治営業所	所長
23	中国電力株式会社尾道営業所	所長
24	四国ガス株式会社今治支店	執行役員 支店長
25	四国旅客鉄道株式会社今治駅	駅長
26	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ今治管理センター	所長
27	瀬戸内運輸株式会社	代表取締役社長
28	一般社団法人今治市医師会	会長
29	一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部	支部長
30	今治地区漁業協同組合協議会	会長
31	今治市連合婦人会	副会長
32	芸予汽船株式会社	代表取締役社長
33	今治市消防団	団長

2 関係機関の連絡先

(1) 省庁・指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
総務省消防庁	防災課防災情報室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7526	100-0013
国土交通省 松山河川国道事務所	防災課	松山市土居田町 797-2	089-972-0034	790-8574
国土交通省 松山第二国道維持出張所	—	松山市平田町 448-1	089-978-2382	791-8001
国土交通省 松山地方気象台	—	松山市北持田町 102	089-933-3610	790-0873
国土交通省 今治海上保安部	警備救難課	今治市南大門町 1-3-1	0898-22-0118	794-0027

(2) 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
南海放送(株)	総合企画局	松山市本町 1-1-1	089-915-3333	790-8510
伊予鉄道(株)	総務部庶務課	松山市湊町 4-4-1	089-948-3222	790-0012
(株)テレビ愛媛	総務部	松山市真砂町 119	089-943-1111	790-8537
(一社) 愛媛県医師会	総務課	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582	790-8585
(株)エフエム愛媛	放送部	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111	790-8565
(株)あいテレビ	総務部	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	790-8529
(株)愛媛朝日テレビ	総務局	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600	790-8525
四国ガス(株)	総務部庶務グループ	今治市南大門町 2-2-4	0898-32-4500	794-8611
(一社) 愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町 2-6-2	089-933-4371	790-0014
(一社) 愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165	790-0003
(公社) 愛媛県看護協会	事務局	松山市道後町 2-11-14	089-923-1287	790-0843

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
(株)愛媛CATV	総務部	松山市大手町 1-11-4	089-943-5029	790-8509
今治シーエーティ ーブィ(株)	技術部	今治市南大門町 2-1-2	0898-22-0001	794-0027
宇和島ケーブルテ レビ(株)	営業技術部	宇和島市丸之内 5-4-7	0895-24-3939	798-0060
(株)ハートネットワ ーク	業務局総務課	新居浜市坂井町 2-3-17	0897-32-7777	792-0812
(株)ケーブルネット ワーク西瀬戸	制作・編成部	大洲市徳森 248	0893-25-0212	795-8603
(株)四国中央テレビ	総務部	四国中央市三島宮川 4-6-48 愛媛新聞宇摩支社 2F	0896-24-0130	799-0404
西予CATV(株)	総務営業課	西予市宇和町卯之町 2-449	0894-62-7811	797-0015
(一財) 八西CATV	事務局	西宇和郡伊方町川永田甲 1534-1	0894-38-2211	796-0312
(株)愛媛新聞社	総務企画局総務部	松山市大手町 1-12-1	089-935-2132	790-8511
(一社) 愛媛県バス協会	事務局	松山市大手町 1-7-4	089-931-4094	790-0067
(一社) 愛媛県トラック協会	業務部業務課	松山市井門町 1081-1	089-957-1069	791-1114
石崎汽船(株) (愛媛県旅客船協会)	安全統括管理者 運航管理者	松山市高浜町 5-2259-1 松山観光港ターミナル内	089-951-0128	791-8081
(福)愛媛県社会 福祉協議会	経営管理課	松山市持田町 3-8-15	089-921-8344	790-8553

(3) 県（本庁及び主な地方機関）

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県庁	県民環境部防災局 防災危機管理課	松山市一番町 4-4-2	089-912-2335 緊急089-941-2160	790-8570
東予地方局	総務県民課	西条市喜多川 796-1	0897-55-1429	793-0042
東予地方局 今治支局	総務県民室	今治市旭町 1-4-9	0898-32-3732	794-8502
中予地方局	総務県民課	松山市北持田町 132	089-941-1111	790-8502
南予地方局	総務県民課	宇和島市天神町 7-1	0895-22-5211	798-8511
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	八幡浜市北浜 1-3-37	0894-22-4111	796-0048

(4) 市町

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
松山市	総合政策部危機管理課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6815	790-8571
宇和島市	総務部危機管理課	宇和島市曙町 1	0895-24-1111	798-8601
八幡浜市	総務企画部総務課 危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111	796-8501
新居浜市	市民部防災安全課	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1282	792-8585
西条市	市民安全部危機管理課	西条市明屋敷 164	0897-56-5151	793-8601
大洲市	総務部危機管理課	大洲市大洲 690-1	0893-24-2111	795-8601
伊予市	総務部危機管理課	伊予市米湊 820	089-982-1111	799-3193
四国中央市	消防本部安全危機管理課	四国中央市中曾根町 500	0896-28-6933	799-0413
西予市	総務部危機管理課	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-6491	797-8501
東温市	総務部危機管理課	東温市見奈良 530-1	089-964-2001	791-0292
上島町	消防本部総務予防課	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
久万高原町	総務課	上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1111	791-1201
松前町	総務部総務課	伊予郡松前町大字筒井 631	089-985-2111	791-3192
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-2323	791-2195
内子町	総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111	795-0392
伊方町	総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211	796-0301
松野町	総務課	北宇和郡松野町大字松丸 343	0895-42-1111	798-2192
鬼北町	総務財政課	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	0895-45-1111	798-1395
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺 473	0895-72-0131	798- 4341

(5) 消防機関

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
松山市消防局	松山市本町 6-6-1	089-926-9200	790-0811
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-34-0119	792-0025
西条市消防本部	西条市新田 183-1	0897-56-0250	793-0028
四国中央市消防本部	四国中央市中曾根町 500	0898-28-9119	799-0413
西予市消防本部	西予市宇和町卯之町 2-377	0894-62-0119	797-0015
東温市消防本部	東温市横河原 1376	089-964-5210	791-0203
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 90	0892-21-2411	791-1206
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町蓮乗寺 473	0895-72-0119	798-4341
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
八幡浜地区施設事務組合 消防本部	八幡浜市松柏丙 796	0894-22-0119	796-0010
伊予消防等事務組合消防本部	伊予市下吾川 950-3	089-982-0119	799-3111
宇和島地区広域事務組合 消防本部	宇和島市丸の内 5-1-18	0895-22-7500	798-0060
大洲地区広域消防事務組合 消防本部	大洲市大洲 1034-4	0893-24-0119	795-0012

(6) 警察機関

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県警察本部(警備部警備課)	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110	790-8573
警察学校	伊予市松前町西古泉 646	089-984-1405	791-3134
愛媛県運転免許センター	松山市勝岡町 1163-7	089-934-0110	799-2661
四国中央警察署	四国中央市三島中央 5-4-20	0896-24-0110	799-0405
新居浜警察署	新居浜市久保田町 3-9-8	0897-35-0110	792-0026
西条警察署	西条市新田 133-1	0897-56-0110	793-0028
西条西警察署	西条市壬生川 124-1	0898-64-0110	799-1341
今治警察署	今治市旭町 1-4-2	0898-34-0110	794-0042

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
伯方警察署	今治市伯方町木浦甲 4639-1	0897-72-0110	794-2305
松山東警察署	松山市勝山町 2-13-2	089-943-0110	790-8551
松山西警察署	松山市須賀町 5-36	089-952-0110	791-8052
松山南警察署	松山市北土居 3-6-17	089-958-0110	791-1104
久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町久万 542-4	0892-21-0110	791-1201
伊予警察署	伊予市下吾川 960	089-982-0110	799-3111
大洲警察署	大洲市東大洲 1686-1	0893-25-1111	795-0064
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬 2-1-5	0894-22-0110	796-8002
西予警察署	西予市宇和町卯之町 4-659	0894-62-0110	797-0015
宇和島警察署	宇和島市並松 2-1-30	0895-22-0110	798-0074
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城 2982-2	0895-72-0110	798-4110

(7) 自衛隊

部隊名	所在地	電話番号	郵便番号
松山駐屯地第 14 特科隊	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911	791-0298
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	816-0804
海上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511	737-8554

(8) 今治市関係

1) 今治市

機関名	電話番号	F A X 番号
今治市役所	0898-32-5200	0898-32-5211
今治市水道部	0898-36-1576	0898-23-0389
今治市消防本部	0898-32-6666	0898-32-0119
別名水防・防災倉庫	0898-32-6356	F A X 兼

2) 公民館・住民センター

機関名	電話番号	F A X 番号
中央公民館	0898-32-2892	0898-32-2772
今治公民館	0898-24-2576	F A X 兼
美須賀コミュニティプラザ	0898-32-3123	F A X 兼
日吉公民館	0898-33-0534	F A X 兼
別宮公民館	0898-23-6762	F A X 兼
常盤公民館	0898-31-8943	F A X 兼
近見公民館	0898-32-3258	F A X 兼
立花カルチャーセンター	0898-22-8041	F A X 兼
鳥生公民館	0898-32-3256	F A X 兼
城東公民館	0898-32-3049	F A X 兼
桜井公民館	0898-48-0001	F A X 兼
国分公民館	0898-47-3663	F A X 兼
富田公民館	0898-48-5175	F A X 兼
清水公民館	0898-32-0073	F A X 兼
日高公民館	0898-32-0074	F A X 兼
乃万公民館	0898-32-0001	0898-32-0093
波止浜公民館	0898-41-9012	F A X 兼

3) 支所

機関名	電話番号	F A X 番号
朝倉支所	0898-56-2500	0898-56-3513
玉川支所	0898-55-2211	0898-55-3123
波方支所	0898-41-7111	0898-41-5562
大西支所	0898-53-3500	0898-53-4835
菊間支所	0898-54-3450	0898-54-5254
吉海支所	0897-84-2111	0897-84-2115
宮窪支所	0897-86-2500	0897-86-3828
伯方支所	0897-72-1500	0897-72-2838

機関名	電話番号	F A X 番号
上浦支所	0897-87-3000	0897-87-2237
大三島支所	0897-82-0500	0897-82-0661
関前支所	0897-88-2111	0897-88-2350

4) 報道機関

機関名	電話番号	F A X 番号
N H K 松山放送局	089-921-1111	089-921-1146
南海放送(株)	089-915-3333	089-915-2370
(株)テレビ愛媛	089-943-1111	089-943-1160
(株)あいテレビ	089-921-2121	089-921-5420
(株)愛媛朝日テレビ	089-946-4600	089-946-9613
今治コミュニティ放送(株)	0898-33-0790	0898-33-0799
今治シーエーティーブィ(株)	0898-22-0001	0898-33-3800
愛媛県 C A T V 協議会	089-935-2117	089-913-1161
今治市役所本庁舎記者クラブ	0898-36-1616	0898-32-5211
(株)愛媛新聞社今治支社	0898-22-5119	0898-31-1812

5) ライフライン関係

機関名	電話番号	F A X 番号
西日本電信電話(株)四国事業本部愛媛支店	089-936-3570	089-934-9449
西日本電信電話(株) (夜間)	082-288-9089	
四国電力(株)今治営業所 集中センター	050-8801-7421 0898-32-3980	0898-23-9608
中国電力(株)尾道営業所	平日 0848-25-6694 休日 0848-22-7611	0848-25-6190
カスタマーセンター	0120-512-167	
四国ガス(株)今治支店	0898-32-5056	0898-32-5084

6) 指定公共機関

機関名	電話番号	F A X 番号
日本郵便(株)今治郵便局	0898-23-0102	0898-31-9157
四国旅客鉄道(株)松山保線区	089-945-6745	089-943-3142
四国旅客鉄道(株)今治駅	0898-23-0049	0898-31-0275
日本通運(株)今治支店	0898-48-6900	0898-47-2900
瀬戸内運輸(株)	0898-23-3450	0898-32-6146

7) 公共の団体

機関名	電話番号	F A X 番号
(一社)今治市医師会	0898-22-0768	0898-33-1014
(福)今治市社会福祉協議会	0898-22-6018	0898-22-6022
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ今治管理センター	0898-23-7250	0898-23-8708
(一社)愛媛県建設業協会今治支部	0898-22-1477	0898-24-1398
今治造園建設業協会	0898-48-2379	0898-48-2379
今治市管工事業協同組合	0898-32-0294	0898-24-2924
今治地区漁業協同組合協議会 (愛媛県漁業協同組合連合会東予支部今治出張所)	0898-32-6708	0898-31-3078
今治市民活動センター (今治市ボランティアサロン)	0898-25-8234	F A X 兼

3 避難

3-1 輸送力に関する情報

(1) 避難経路として想定される道路

- 1) 一次緊急輸送道路
 - ・ 主要な都市間及び他県と連結する広域的な幹線道路
 - ・ 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路
- 2) 二次緊急輸送道路
 - ・ 一次緊急輸送道路を補完する道路

【一次緊急輸送道路】

整理番号	路線名	県指定番号	区間	備考
1	一般国道196号	E	菊間町田之尻（松山市境）～孫兵衛作（西条市境）	
2	一般国道317号	3	玉川町龍岡上（松山市境）～上浦町井口	
3	今治小松自動車道	Ⅲ	今治湯ノ浦IC～西条市境	
4	西瀬戸自動車道	Ⅳ	広島県境～今治IC	
5	(主) 今治波方港線	51	長沢～旭町1丁目	
6	(主) 今治港線	24	片原町2丁目～別宮町1丁目	
7	(主) 大西波止浜港線	25	中堀1丁目～大西町星浦	
8	(主) 大島環状線	—	吉海町名駒～吉海町仁江	
9	(主) 大三島環状線	—	上浦町井口～上浦町瀬戸、大三島宗方～大三島町宗方	
10	(主) 大三島上浦線	34	大三島町宮浦～上浦町井口	
11	(主) 伯方島環状線	62	伯方町木浦～伯方町木浦	
		—	伯方町木浦～伯方町伊方	
12	(一) 今治停車場線	—	別宮町1丁目～北宝来町1丁目	
13	(一) 桜井山路線	—	桜井～山路	
14	(一) 朝倉伊予桜井停車場線	71	朝倉北～長沢	
15	(一) 波方環状線	72	波方町樋口～波方町馬刀渦	
16	(一) 宮崎波方線	93	波方町宮崎～波方町馬刀渦	
17	(一) 名駒友浦線	—	吉海町名駒～宮浦町友浦	
18	(市) 大坪通町谷線	—	南宝来町3丁目～八町西5丁目	
19	(市) 富田縦貫線	e	高市～喜田村5丁目	
20	(市) 宮脇片山線	—	片山1丁目～本町4丁目～別宮町3丁目	(市)元町線として本町4丁目～別宮町3丁目間を含む
21	(市) 内港喜田村線	—	恵美須町2丁目～喜田村6丁目	
22	(市) 鳥生大浜八町線	—	東鳥生町2丁目～八町東3丁目	
23	(市) 山路矢田線	—	山路～矢田	
24	(市) 矢田高橋線	—	矢田～高橋	
25	(市) 今治駅天保山線	—	旭町4丁目～天保山町3丁目	
26	(市) 天保山大浜線	—	天保山町3丁目～天保山町5丁目	

【二次緊急輸送道路】

整理番号	路線名	県指定番号	区間	備考
27	(主) 今治波方港線	123	波方町樋口～延喜	(市)宅間延喜線として宅間～延喜間を含む
		—	旭町～延喜波方町樋口～波方町波方	
28	(主) 北条玉川線	119	玉川町龍岡下（松山市境）～玉川町龍岡下	
29	(一) 今治丹原線	140	延喜～神宮	
		141	古谷～朝倉下	

整理 番号	路線名	県指定 番号	区間	備考
		—	神宮～古谷	
30	(一) 波方環状線	—	波止浜3丁目～波方町馬刀潟	
31	(一) 東予玉川線	139	朝倉上～朝倉上	
32	(一) 鈍川伊予大井停車場線	142	玉川町大野～大西町脇	
33	(一) 才之原菊間線	144	菊間町西山(松山市境)～菊間町菊間浜	
34	(一) 大下白潟線	—	関前岡村～岡村港	
35	(市) 今治駅天保山線	—	北宝来町1丁目～旭町4丁目	
36	(市) 本町大新田線	—	本町1丁目～大新田町4丁目	
37	(市) 中浜町海岸通線	—	中浜町1丁目～天保山1丁目～天保山町6丁目～東門町6丁目	(市)天保山線として天保山町1丁目～天保山町6丁目、(市)天保山1号線として天保山町6丁目～東門町6丁目間を含む
38	(市) 臨港線	—	蔵敷町1丁目～東門町2丁目	
39	(市) 天保山大浜線	—	天保山町5丁目～東鳥生町2丁目	
40	(市) 南鳥生五十嵐線	—	南鳥生町2丁目～五十嵐	
41	(市) 喜田村松木線	—	喜田村2丁目～上徳	
42	(市) 蔵敷唐子台線	—	蔵敷町2丁目～唐子台東2丁目	
43	(市) 東村鳥越線	—	東村南1丁目～国分5丁目	
44	(市) 桜井朝倉線	—	郷桜井1丁目～桜井4丁目	
45	(市) 今治駅高橋線	—	小泉2丁目～高橋～高橋	(市) 高橋中央線として高橋～高橋間を含む
46	(市) 今治駅北浜町線	—	北宝来町1丁目～別宮町5丁目	
47	(市) 大新田大浜線	—	砂場町1丁目～砂場町1丁目～高部	(市)砂場高部線としてとして砂場町1丁目～砂場町1丁目間、(市)大浜高部線として砂場町1丁目～高部間を含む
48	(市) 上徳町谷線	x	高市～町谷	(市)東村上徳線として東村4丁目～上徳間
		—	東村4丁目～上徳～高市	
49	(市) 宮ノ窪尾ノ端線	y	古谷～朝倉南	
50	(市) 北宝来近見線	—	北宝来町4丁目～近見町3丁目	
51	(市) 坂本線	—	近見町3丁目～大浜町1丁目	
52	(市) 高地矢田線	—	高地町1丁目～矢田	
53	(市) 別名矢田線	—	矢田～矢田	
54	(市) 高地延喜線	—	高地町1丁目～阿方	
55	(市) 喜田村古谷線	—	町谷～新谷	
56	(市) 中浦線	—	波方町宮崎～波方町宮崎	
57	(市) 古川黒崎線	—	吉海町本庄～吉海港	
58	(市) 月盛白潟線	—	関前戸町鼻～関前岡村	
59	(農) 広域営農団地周桑今治地区農道(周越農道)	ba	朝倉上(山越)～朝倉上(西条市境)	

※ (主)：主要地方道、 (一)：一般県道、 (市)：市道、(農)：農道

(2) 避難経路として想定される海路

平成 28 年 4 月現在

会社名	路線名	区間
松山・小倉フェリー(株)	松山 → 小倉	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
防予フェリー(株)	柳井 → 松山	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
石崎汽船(株)	松山 → 呉 → 広島 (宇品)	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 高速船 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
瀬戸内海汽船(株)	広島(宇品) → 呉 → 松山	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 高速船 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
周防大島松山フェリー(株)	柳井 → 伊保田 → 松山	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 高速船 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
中島汽船(株)	三津浜 → 高浜 → 釣 島 → 神浦 → 二神 → 津和地 → 元怒和 → 上怒和 → 西中	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 高速船 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
中島汽船(株)	三津浜 → 高浜 → 睦月 → 野惣那 → 大浦	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 高速船 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
(株)ごごしま	泊 → 松山高浜	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
(株)ごごしま	由良(興居島) → (船越) → 松山	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
(有)新喜峰	北条 → 安居島	運航：通年定時運航 船種：旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：×
松山市	中須賀 → 鹿島	運航：通年定時運航 船種：周遊・観光船 旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：○
青島海運(有)	長浜 → 青島	運航：通年定時運航 船種：旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：×
宇和島運輸(株)	八幡浜 → 別府(大分県)	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○

会社名	路線名	区間
国道九四フェリー(株)	佐賀関 → 三崎	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
宇和島運輸(株)	八幡浜 → 白杵	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
九四オレンジフェリー(株)	八幡浜 → 白杵	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
田中輸送(有)	大島 → 八幡浜	運航：通年定時運航 船種：旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：○ 自転車：○
住鋳物流(株)	新居浜 → 四阪島	運航：通年定時運航 船種：旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：×
新居浜市	大島 → 黒島	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
四国開発フェリー(株)	東予 → 大阪 新居浜 → 神戸	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
今治市	岡村島 → 小大下島 → 大下島 → 今治	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 旅客船 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
大三島ブルーライン(株)	今治 → 木江 宗方 → 木江 木江 → 岡村 宗方 → 岡村	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 旅客船 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
津島渡船(株)	津島 → 今治	運航：通年定時運航 船種：一般旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：×
芸予汽船(株)	今治 → 友浦 → 木浦 → 岩城 → 佐島 → 弓削 → 生名 → 土生 (広島県)	運航：通年定時運航 船種：一般旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：×
(有)くるしま	波止浜 → 来島 → 小島 → 馬島	運航：通年定時運航 船種：一般旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：○
大三島フェリー(株)	盛 → 大久野島 → 忠海	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○

会社名	路線名	区間
今治市	幸 → 津島	運航：通年定時運航 船種：旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：×
シーセブン(有)	尾浦（伯方島） → 鶴島 → 宮窪（大島）	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：× 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
上島町	魚島 → 高井神島 → 豊島 → 弓削 → 土生 （広島県）	運航：通年定時運航 船種：旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：○ 自転車：○
(有)家老渡フェリー 汽船	家老渡（因島） → 上弓削	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
上島町	立石港（生名島） → 土生港長崎（広島県）	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
岩城汽船(株)	岩城 → 海原 → 船越 → 長江 → 土生（広島県）	運航：通年定時運航 船種：旅客船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：×
(有)長江フェリー	長江 → 土生（広島県）	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
三光汽船(株)	洲江（生口島） → 小漕（岩城島）	運航：通年定時運航 船種：カーフェリー 車の輸送 トラック：○ 乗用車：○ オートバイ：○ 自転車：○
盛運汽船(株)	宇和島 → 水ヶ浦 → 津の浦 → 高助 → 蔭 渚 → 大島 → 戸島 → 小内浦 → 矢ヶ浜 → 嘉島	運航：通年定時運航 船種：高速船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：×
盛運汽船(株)	宇和島 → 水ヶ浦 → 津の浦 → 喜路 → 明海 → 能登	運航：通年定時運航 船種：高速船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：×
盛運汽船(株)	宇和島 → 嘉島 → 小内浦 → 戸島 → 喜路 → 明海 → 能登	運航：通年定時運航 船種：高速船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：○ 自転車：○
愛南町	海中公園周遊	運航：通年不定時運航 船種：周遊・観光船 車の輸送 トラック：× 乗用車：× オートバイ：× 自転車：×

(3) 避難経路として想定される空路

平成 28 年 12 月現在

区 間 名	会 社 名
松山 - 羽田	全日本空輸(株)、日本航空(株)
松山 - 成田	ジェットスター・ジャパン(株)
松山 - 中部国際	全日本空輸(株)
松山 - 関西	Peach Aviation(株)
松山 - 伊丹	全日本空輸(株)、日本航空(株)
松山 - 福岡	日本エアコミューター(株)
松山 - 鹿児島	日本エアコミューター(株)
松山 - 沖縄	全日本空輸(株)
松山 - 上海	中国東方航空

(4) 輸送力のリスト (保有車両・一般)

平成 28 年 9 月現在

事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数							
			第 1 次出勤		第 2 次出勤		第 3 次出勤		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
一般	四国陸運(株)	0898-32-5252	1				1		2	
	(株)大西運送	0898-53-3220	1				2		3	
	くるしま運送(有)	0898-23-1149	1				1		2	
	全日本運輸(株)	0898-48-3303	1				1		2	
	日本通運(株)今治支店	0898-48-6900			2		2		4	
	(株)大西運輸	0898-53-3377			1		1		2	
	(株)せとうち総業	0898-48-5111			1		1		2	
	越智急送(有)	0897-87-4074			1		1		2	
	一宮運輸(株)	0898-48-3366			1		1		2	
	青鬼運送(株)	0898-32-0557			1		1		2	
	計		4		7		12		23	

平成 28 年 9 月現在

事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数							
			第 1 次出勤		第 2 次出勤		第 3 次出勤		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
乗合貸切	瀬戸内運輸(株)今治営業所	0898-23-3881	3		2				5	
	瀬戸内海交通(株)	0897-82-0076		2						2
	計		3	2	2				5	2

- (注) 第 1 次出勤：命令受領と同時に出勤
 第 2 次出勤：命令受領後 1 時間以内に出勤
 第 3 次出勤：命令受領別に指示するときに出勤

(5) 輸送力のリスト (保有車両・乗用)

平成 28 年 9 月現在

事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数								
			第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計		
			大	小	大	小	大	小	大	小	
乗用	日の出タクシー(有)	0898-22-1415				1					1
	瀬戸内タクシー(株)	0898-32-6115		2		1					3
	常盤タクシー(株)	0898-22-0011		1				1			2
	河南タクシー(有)	0898-22-6237						2			2
	(株)大西運輸	0898-53-3349						1			1
	(有)大西タクシー	0898-53-2054				1					1
	(有)波方タクシー	0898-52-2358						1			1
	(有)別所タクシー	0898-55-3001						1			1
	伯方タクシー(有)	0897-72-2200		1							1
	上浦交通(有)	0897-87-2400				1		1			2
	(有)おおしまタクシー	0897-84-2629						1			1
	計		4		4		8			16	

(6) 輸送力のリスト (保有車両・霊柩)

平成 28 年 9 月現在

事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数								
			第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計		
			大	小	大	小	大	小	大	小	
霊柩	(有)菅公益社	0898-33-4444						1			1
	池内葬儀社	0898-22-1749				1					1
	今治互助センター(株)	0898-22-3535		1		1		1			3
	(株)ジェイエイ越智今治	0898-33-5580		1				2			3
	大三島葬儀社	0897-82-0182						1			1
	(有)大島葬儀社	0897-86-2168						1			1
		計		2		2		6			10

(7) 輸送力のリスト (保有船舶)

平成 28 年 4 月 1 日現在

種別 地区	輸送協力班名	住 所	所有船舶				確保可能 船舶
			事業者数	隻数	G/T	D/W	
中予	松山地方海運組合	松山市海岸通 1455-1	17	28	72,284	124,794	災害の種類 及び程度に 応じ、別に 定める計画 による。
	中予地区海運組合	松山市海岸通 1455-1	25	29	8,020	15,630	
	長浜内航海運組合	大洲市長浜甲 1030-3	14	20	15,837	33,989	
	北条市船舶海運組合	北条市辻 1461	6	11	7,361	17,667	
東予	今治地区海運組合	今治市片原町 1-100-3	147	230	268,920	309,071	
	新居浜地区海運組合	新居浜市西原町 2-7-21	62	113	74,507	146,866	
南予	南予内航海運組合	宇和島市住吉町 2-7-14	26	32	37,884	74,077	
合 計			297	463	484,813	722,094	

平成 28 年 4 月 1 日現在

下段 () : 予備船 (正数に含まない)

協力班 事業者名称等	住 所	航路名	保有船舶		
			隻数	G/T	定員
新居浜市	新居浜市一宮町 1-5-1	大島/黒島	2	207	315
住鋳物流(株)	新居浜市西原町 3-5-3	四阪/新居浜	2	459	151
芸予汽船(株)	今治市片原町 1-100-3	今治/土生	3	117	274
大三島ブルーライン (株)	今治市片原町 1-100-3	今治/ 木江・大三島・岡村	1	213	210
(有)くるしま	今治市波止浜 3-6-22	馬島/波止浜	1	19	58
四国開発フェリー(株)	今治市共栄町 2-3-1	東予/新居浜/ 神戸/大阪	3	35,624	1,634
シーセブン(有)	今治市伯方町木浦甲 2779-5	宮窪/尾浦	1	19	59
今治市	今治市別宮町 1-4-1	津島/今治	1	19	30
今治市	今治市別宮町 1-4-1	岡村/今治	2	198	175
津島渡船(有)	今治市吉海町臥間 46-2	津島/今治	1	19	30
上島町	越智郡上島町弓削下弓削 210	魚島/弓削/土生	1	52	82

協力班 事業者名称等	住 所	航路名	保有船舶		
			隻数	G/T	定員
上島町	越智郡上島町弓削下弓削 210	立石/長崎	2 (1)	273 (144)	228 (120)
弓削汽船(株)	越智郡上島町弓削下弓削 190	弓削/佐島/土生	1	19	80
岩城汽船(株)	越智郡上島町岩城 610	岩城/土生	2 (2)	36 (38)	170 (182)
岩城汽船(株)	越智郡上島町岩城 610	海原/佐島/土生	2 (2)	36 (38)	170 (182)
(株)小松商店	今治市菊間町浜 88	菊間港/菊間沖	2	26	85
宮窪町漁業協同組合	今治市宮窪町宮窪 2700	宮窪能島周辺 海域周遊	1	4.7	40
(株)しまなみ	今治市大浜町 1 丁目丙 232-1	来島海域周遊	2	9.8	84
今治大島フェリーポート	今治市吉海町名 5292-3	今治/四阪島	1	253	230
松山市	松山市二番町 4-7-2	中須賀/鹿島	2	36	110
(有)新喜峰	松山市北条 341-1	安居島/北条	1	57	68
中島汽船(株)	松山市高浜町 5-2259-1	三津浜/中島	4 (2)	1,757 (570)	995 (490)
石崎汽船(株)	松山市高浜町 5-2259-1	松山/宇品	4	1,770	1,112
松山・小倉フェリー (株)	松山市高浜町 5-2259-1	松山/小倉	2	8,515	1,060
(株)ごごしま	松山市由良町 1234	由良・泊/高浜	2	672	408
青島海運(有)	大洲市長浜町甲 1030-3	青島/長浜	1	19	34
九四オレンジフェリー (株)	八幡浜市沖新田 1586	八幡浜/臼杵	2	5,842	970
田中輸送(有)	八幡浜市字沖新田 1581-23	大島/八幡浜	1 (1)	40 (15)	85 (43)
宇和島運輸(株)	宇和島市住吉町 3-2-18	八幡浜/別府 八幡浜/臼杵	2 2	5,024 4,787	1,196 1,020
盛運汽船(株)	宇和島市栄町港 2-600-15	日振/宇和島	3	291	231
(株)えひめ南汽船	宇和島市栄町港 3-303	九島/宇和島	1	259	370
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	船越/鹿島	1 (1)	16 (19)	50 (67)
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	宇和海海中公園周遊	2	35	117

3-2 輸送施設に関する情報

(1) 港湾

平成 28 年 4 月 1 日現在

管理者	分類	数	港湾名		
			瀬戸内海	豊後水道	島しょ部
県	重要港湾	4	三島川之江港、東予港、松山港	宇和島港	
	地方港湾	18	長浜港、寒川港、波方港 菊間港、北条港、松前港 伊予港、波止浜港	三崎港、川之石港 玉津港、岩松港 御荘港	伯方港、弓削港 宮浦港、吉海港 中島港
	小計	22	11	6	5
市町	重要港湾	1	今治港		
	地方港湾	26	森上港、堀江港、三机港	八幡浜港、吉田港 伊方港、三瓶港	立石港、生名港 長江港、小漕港 西部港、古江港 北浦港、前浜港 熊口港、枝越港 有津港、上浦港 大見港、岡村港 大下港、田ノ浦港 早川港、四坂港 西中港
	小計	27	4	4	19
港務局	重要港湾	1	新居浜港		
	小計	1	1		
その他	公告水域	1	桜井河口港		
	小計	1	1		
合計	重要港湾	6	5	1	
	地方港湾	44	11	9	24
	公告水域	1	1		
	合計	51	17	10	24

(2) 漁港

平成 28 年 4 月 1 日現在

No.	旧市町村名	漁港名 (地区名)	港種
1	今治市	桜井	第 1 種
2		来島	
3		小島	
4		馬島	
5		大浜	第 2 種
6	波方町	波方	第 1 種
7		小部	第 2 種
8	菊間町	亀岡	第 1 種
9		田の尻	
10	伯方町	北浦 (伯方)	第 1 種
11	宮窪町	友浦	第 1 種
12		余所国	第 2 種
13		宮窪	
14	吉海町	泊 (大山)	第 1 種
15		掠名	
16		下田水	
17		南浦	
18		志津見	
19		津島	
20	上浦町	盛	第 1 種
21	大三島町	肥海	第 1 種
22		台	
23		野々江	
24		口総	
25		宗方	
26	関前村	城谷	第 1 種
27		小大下	

(3) 臨時ヘリポート

平成 28 年度現在

	名称	所在地	広さ	所有者又は 管理者
飛行場外 離着陸場	今治市営球場	大新田町 5 丁目 111-7	120m×120m	今治市
	多々羅運動公園	上浦町井口 7074-20	110m×110m	今治市
	藤山健康文化グラウンド	大西町宮脇乙 579-1	80m×110m	今治市
	吉海バラ公園	吉海町福田 1292	36m× 36m	今治市
	関前飛行場外離着場	関前岡村甲 1013-4	20m× 20m	今治市
	今治北消防署	伯方町叶浦 1667-4	13m× 13m	今治市
	菊間分署	菊間町浜 1500-17	33m× 33m	今治市
	今治市西部丘陵公園	高地町 2 丁目乙 429-1	100m×110m	今治市
	朝倉緑のふるさと公園運動場 (多目的広場)	朝倉下乙 258-1	90m×100m	今治市
	菊間緑の広場公園運動場 (多目的広場)	菊間町池原 1463-2	80m×100m	今治市
	玉川総合運動公園運動場 (多目的広場)	玉川町摺木甲 108	80m×100m	今治市
	波方公園運動場 (多目的広場、野球場)	波方町樋口乙 730	86m×130m 120m×130m	今治市
	宮窪石文化運動公園 (多目的グラウンド、野球場)	宮窪町宮窪 3546	185m×105m 118m×128m	今治市
	大三島緑の村運動広場	大三島町口総 1269	100m×100m	今治市
緊急離着 陸場	糸山公園	砂場町 2 丁目	100m× 90m	愛媛県
	伯方ふるさと歴史公園	伯方町木浦甲 546	21m× 87m	今治市
	富田新港	富田新港 1 丁目 1	75m× 95m	今治市
	今治内港	片原町 1 丁目	26m× 33m	今治市
	衣黒グラウンド	大西町大井浜 199	73m× 90m	今治市
	亀岡地区公園	菊間町佐方 2138-1	60m× 90m	今治市
	玉川公園	玉川町龍岡上乙 267-1	40m×110m	今治市
	伯方高等学校	伯方町有津甲 2358	100m×100m	愛媛県
	四国溶材(株)社有地	砂場町 1 丁目 45	60m× 70m	四国溶材 (株)

3-3 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧表

指定避難所・指定緊急避難場所一覧表における地区区分は、施設の所在地を示す整理上の区分であり、災害時は、近隣の指定避難所・指定緊急避難場所に避難することを妨げるものではない。

【指定避難所】

地区	施設名称	所在地	収容人数(人)	津波時避難可否	蒼社川洪水時避難可否(計画降雨)	蒼社川洪水時避難可否(想定最大規模降雨)	土砂災害時避難可否	電話番号(0898)
今治	今治公民館	北宝来町3丁目2-9	72	○	○	2階可	○	24-2576
	旧今治小学校体育館	南大門町2丁目5	671	○	○	×	○	36-1611
美須賀	美須賀コミュニティプラザ	室屋町1丁目2-5	170	×	2階可	2階可	○	32-3123
	旧美須賀小学校体育館	黄金町1丁目9	310	×	×	×	○	36-1611
日吉	吹揚小学校	黄金町3丁目3	462	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○	22-0689
	日吉公民館	末広町4丁目6-2	58	×	2階可	×	○	33-0534
	旧日吉小学校運動場体育館	南宝来町1丁目6-1	300	○	○	×	○	06-1611
	中央公民館(中央住民センター)	南宝来町1丁目6-1	416	○	○	2階以上可	○	36-1607
	働く婦人の家	南宝来町1丁目1-3	65	○	○	2階可	○	32-6297
	今治地域地場産業振興センター	旭町2丁目3-5	422	○	○	2階以上可	○	32-3337
別宮	別宮公民館	大正町4丁目2-7	113	×	2階可	×	○	23-6762
	別宮小学校	別宮町5丁目1-7	1,088	2階以上可	○	2階以上可	○	32-0688
	本町児童館	本町5丁目2-24	67	×	2階可	×	○	32-3952
	別宮保育所	大正町4丁目2-10	392	×	2階以上可	×	○	32-7126
常盤	常盤公民館	南日吉町2丁目2-9	83	○	○	2階可	○	31-8943
	常盤小学校	中日吉町2丁目6-55	1,116	○	○	2階以上可	○	22-0477
	日吉中学校	中日吉町1丁目3-70	1,259	○	○	2階以上可	○	22-0731
	常盤保育所	南日吉町2丁目2-8	266	○	○	2階可	○	31-5058
	今治北高等学校	宮下町2丁目2-14	1,907	○	○	○	○	32-2200
	今治西高等学校	中日吉町3丁目5-47	1,688	○	○	2階以上可	○	32-5030
	今治精華高等学校	中日吉町2丁目1-34	879	○	○	2階以上可	○	32-7100
	今治明德高等学校	北日吉町1丁目4-47	1,204	○	○	2階以上可	○	22-6767
近見	今治南高等学校	常盤町7丁目2-17	1,632	○	○	2階以上可	○	22-0017
	近見公民館	湊町1丁目1-39	149	○	○	○	○	32-3258
	近見小学校	近見町1丁目5-1	1,040	○	○	○	○	22-0258
立花	近見中学校	近見町4丁目2-57	1,157	○	○	○	○	22-1094
	立花カルチャーセンター	郷六ヶ内町2丁目2-7	131	○	2階可	2階可	○	22-8041
	立花小学校	立花町4丁目3-45	1,171	○	2階以上可	2階以上可	○	22-0185
	立花中学校	立花町2丁目8-7	1,491	○	○	2階以上可	○	32-1095
	今治工業高等学校	河南町1丁目1-36	1,560	○	○	×	○	22-0342
	立花保育所	立花町4丁目2-28	155	○	×	×	○	22-6278

地区	施設名称	所在地	収容人数(人)	津波時避難可否	蒼社川洪水時避難可否(計画降雨)	蒼社川洪水時避難可否(想定最大規模降雨)	土砂災害時避難可否	電話番号(0898)
鳥生	鳥生公民館	土橋町1丁目8-42	124	○	2階可	2階可	○	32-3256
	鳥生小学校	南高下町3丁目3-71	977	×	2階以上可	×	○	33-1221
	鳥生保育所	北鳥生町3丁目1-15	192	○	○	2階可	○	22-3749
	今治立花農業協同組合	北鳥生町3丁目3-14	121	○	2階可	2階可	○	23-0246
城東	城東公民館	東門町4丁目1-6	78	×	×	×	○	32-3049
	旧城東小学校運動場体育館	東門町4丁目3-16	302	×	×	×	○	36-1611
	城東保育所	美須賀町4丁目1-48	278	×	×	×	○	22-3451
	枝堀児童館	枝堀町1丁目4-1	72	×	×	×	○	32-2539
	旧今治コンピュータ・カレッジ	東門町5丁目840-4	158	×	×	×	○	22-8000
	桜井	桜井公民館	桜井3丁目6-8	99	○	○	○	○
桜井小学校		郷桜井1丁目8-26	1,102	○	○	○	○	48-0217
桜井中学校		郷桜井1丁目8-8	1,195	○	○	○	○	48-0150
桜井保育所		登畑甲40	186	○	○	○	○	48-0555
今治高等技術専門学校		桜井団地4丁目1-1	1,493	○	○	○	○	48-0525
今治東中等教育学校		桜井2丁目9-1	1,540	○	○	○	○	47-3630
国分		国分公民館	唐子台東3丁目23-6	75	○	○	○	○
	国分小学校	古国分2丁目7-1	838	○	○	○	○	47-2050
富田	富田公民館	上徳甲393-3	185	○	○	○	○	48-5175
	富田小学校	上徳甲394-4	1,202	○	○	○	○	48-6169
	南中学校	松木349-1	816	○	2階以上可	2階以上可	○	48-2546
	富田保育所	上徳乙287-7	274	○	○	○	○	48-2323
	サン・アビリティーズ今治	喜田村2丁目1-10	605	○	×	×	○	48-3477
清水	清水公民館	四村93-2	96	○	2階可	2階可	○	32-0073
	清水小学校	五十嵐甲13-3	868	○	2階以上可	2階以上可	○	22-2556
	清水保育所	徳重89-1	194	○	2階可	2階可	○	23-1510
日高	日高公民館	小泉4丁目11-28	129	○	○	2階可	○	32-0074
	日高小学校	別名446-2	1,096	○	○	2階以上可	○	22-2548
	西中学校	山路554-3	1,438	○	○	○	○	22-0411
	日高保育所	別名549-1	173	○	○	2階可	○	23-1512
乃万	乃万公民館	延喜甲237-5	72	○	○	○	○	32-0001
	乃万小学校	延喜甲349	919	○	○	○	○	32-2569
	乃万保育所	延喜甲365-2	181	○	○	○	○	22-6289
	今治明德短期大学	矢田甲688	2,440	○	○	○	○	22-7279
波止浜	波止浜公民館	地堀1丁目3-47	32	×	○	○	○	41-9012
	波止浜小学校	地堀1丁目3-40	919	2階以上可	○	○	○	41-9049
	北郷中学校	中堀4丁目1-1	1,357	○	○	○	○	41-9051
	波止浜保育所	内堀1丁目1-1	306	×	○	○	○	41-9129

地区	施設名称	所在地	収容人数(人)	津波時避難可否	蒼社川洪水時避難可否(計画降雨)	蒼社川洪水時避難可否(想定最大規模降雨)	土砂災害時避難可否	電話番号(0898)
朝倉	旧上朝小学校体育館	朝倉上甲 776-1	240	○	○	○	○	56-2500
	旧朝倉地域住民学習センター	朝倉上甲 800-2	71	○	○	○	○	56-2869
	朝倉中学校	朝倉北甲 273	843	○	○	○	○	56-2016
	朝倉小学校	朝倉北甲 281	531	○	○	○	○	56-2004
	朝倉公民館	朝倉北甲 393	312	○	○	○	○	56-2024
	朝倉福祉センター	朝倉下甲 529	209	○	○	○	○	56-3560
	朝倉B&G海洋センター	朝倉下乙 104-2	715	○	○	○	○	56-3466
	朝倉ふれあい交流センター	朝倉下乙 104-2	127	○	○	○	○	36-7021
玉川	玉川中学校	玉川町高野甲 21	885	○	○	○	○	55-2019
	九和小学校	玉川町摺木甲 71-1	612	○	○	×	×	55-2117
	九和保育所	玉川町大野甲 86-3	48	○	○	○	○	55-3132
	鴨部小学校	玉川町中村甲 574-1	565	○	○	○	○	55-2115
	日の出保育所	玉川町小鴨部甲 230-2	48	○	×	○	○	55-3032
	鈍川収蔵庫(旧鈍川地域住民学習センター)	玉川町鈍川丙 226	254	○	○	×	×	55-2211
	玉川総合公園運動場多目的体育館	玉川町摺木甲 108	649	○	○	×	×	55-4656
今治市営玉川艇庫	玉川町龍岡下乙 17	134	○	○	○	○	55-2211	
波方	波方小学校	波方町養老甲 803-1	1,097	○	—	—	×	41-9122
	樋口保育所	波方町養老甲 1024	215	○	—	—	○	41-7241
	波方保健センター	波方町波方甲 2029	294	○	—	—	×	41-9770
	小部老人福祉センター	波方町小部甲 832-2	94	×	—	—	○	52-2748
	波方公民館	波方町樋口甲 253	300	○	—	—	○	41-7111
	波方デイサービスセンター	波方町樋口甲 264-1	66	○	—	—	○	41-7700
	波方公園武道館	波方町樋口乙 730	381	○	—	—	○	41-5598
	国立波方海上技術短期大学校	波方町波方甲 1634-1	572	○	—	—	○	41-9640
大西	大西体育館	大西町新町甲 797	753	×	—	—	○	53-5040
	大西中学校	大西町九王 2280-1	757	2階以上可	—	—	○	53-2038
	大西小学校	大西町大井浜 103	817	2階以上可	—	—	○	53-2037
	大西公民館	大西町宮脇甲 506-1	327	○	—	—	○	53-3500
	大西老人福祉センター	大西町宮脇甲 501-2	112	○	—	—	○	53-5380
	大西藤山歴史資料館	大西町宮脇乙 579-1	132	○	—	—	○	53-2313
菊間	菊間中学校	菊間町浜 2628-1	951	○	—	—	○	54-2069
	菊間小学校	菊間町長坂 2000-1	858	○	—	—	○	54-2025
	菊間保育所	菊間町長坂 1999	100	○	—	—	○	54-2209
	亀岡小学校	菊間町種 52	577	2階以上可	—	—	○	54-2163
	緑の広場公園運動場総合体育館	菊間町池原 1463-2	1,374	○	—	—	○	54-5730
	菊間公民館	菊間町浜 840	261	×	—	—	○	54-5310
	歌仙地域住民学習センター	菊間町高田 27	161	○	—	—	○	54-3418
	亀岡学習センター	菊間町佐方 2136	264	○	—	—	○	54-3835
	産業振興センター	菊間町種 147-2	140	○	—	—	○	54-3951

地区	施設名称	所在地	収容人数(人)	津波時避難可否	蒼社川洪水時避難可否(計画降雨)	蒼社川洪水時避難可否(想定最大規模降雨)	土砂災害時避難可否	電話番号(0897)
吉海	吉海小学校	吉海町八幡 157	695	×	—	—	○	84-2609
	大島中学校	吉海町幸新田 250	708	3階可	—	—	○	84-2706
	吉海学習交流館	吉海町八幡 137	336	×	—	—	○	84-4700
	旧吉海開発総合センター	吉海町福田 1290	697	○	—	—	○	84-4322
	吉海老人福祉センター	吉海町名 1466	144	○	—	—	○	84-4110
	吉海認定こども園	吉海町八幡 56	227	×	—	—	○	84-2108
	吉海保健センター	吉海町幸新田 147	104	×	—	—	○	84-4525
宮窪	宮窪小学校	宮窪町宮窪 4765	580	○	—	—	○	86-2117
	宮窪公民館	宮窪町宮窪 2669	390	○	—	—	○	86-3238
	宮窪認定こども園	宮窪町宮窪 2901	262	○	—	—	○	86-3412
	宮窪石文化運動公園	宮窪町宮窪 3546	744	○	—	—	×	86-2456
	宮窪保健福祉センター	宮窪町宮窪 3544-2	242	○	—	—	○	74-1023
	宮窪友浦農村環境改善センター	宮窪町友浦 2576	262	○	—	—	○	86-2500
	宮窪余所国農村環境改善センター	宮窪町余所国 1374	115	○	—	—	○	86-2500
伯方	伯方中学校	伯方町木浦甲 4134-1	751	○	—	—	○	72-1055
	伯方認定こども園	伯方町木浦甲 1200-1	78	○	—	—	○	72-0227
	伯方小学校	伯方町木浦甲 3599-2	771	○	—	—	×	72-0030
	伯方福祉センター	伯方町木浦甲 3930-1	362	○	—	—	×	74-0074
	伯方高等学校	伯方町有津甲 2358	817	○	—	—	○	72-0034
	伯方有津体育館	伯方町有津甲 921	243	○	—	—	×	72-1500
	伯方開発総合センター	伯方町叶浦甲 1668-30	231	○	—	—	○	72-2725
	旧西伯方地域住民学習センター	伯方町叶浦甲 1666-5	90	○	—	—	○	72-3588
	伯方伊方運動場体育館	伯方町伊方甲 1820-5	252	×	—	—	○	72-1500
	伯方農村環境改善センター	伯方町北浦甲 2178	146	○	—	—	○	73-0230
	伯方北浦体育館	伯方町北浦甲 2313	243	○	—	—	×	72-1500
伯友会館	伯方町北浦甲 324-3	54	×	—	—	×	72-2775	
上浦	旧しまなみふれあい交流館	上浦町盛 2163	526	○	—	—	○	87-2233
	上浦小学校	上浦町井口 4497-1	493	○	—	—	○	87-2011
	大三島中学校	上浦町井口 5610	894	○	—	—	○	87-3400
	上浦認定こども園	上浦町井口 5931	68	○	—	—	○	87-2385
	上浦開発総合センター	上浦町井口 5931-1	302	○	—	—	○	87-3300
	上浦瀬戸崎体育館	上浦町甘崎 3878	345	○	—	—	○	87-3000
	旧瀬戸崎地域住民学習センター	上浦町甘崎 4649	196	○	—	—	○	87-2197
大三島	大三島公民館	大三島町宮浦 5708	382	×	—	—	○	82-0500
	旧岡山地域住民学習センター	大三島町口総 1366	111	○	—	—	○	83-0221
	大三島少年自然の家	大三島町肥海 4762-1	473	○	—	—	○	82-0311
	大三島認定こども園	大三島町明日 2493-1	254	×	—	—	○	82-0164
	大三島小学校	大三島町宮浦 5145	581	○	—	—	○	82-0027
大三島老人福祉センター	大三島町宗方 3621	110	×	—	—	○	82-0500	

地区	施設名称	所在地	収容人数(人)	津波時避難可否	蒼社川洪水時避難可否(計画降雨)	蒼社川洪水時避難可否(想定最大規模降雨)	土砂災害時避難可否	電話番号(0897)
関前	岡村小学校	関前岡村甲 415	117	○	—	—	×	88-2531
	関前中学校	関前岡村甲 415	152	○	—	—	×	88-2104
	関前開発総合センター	関前岡村甲 2-5	252	○	—	—	○	88-2211
	岡村小学校僻地集会室	関前岡村甲 697-1	262	○	—	—	×	88-2111
	小大下老人憩の家	関前小大下乙 1352-2	42	○	—	—	×	88-2901
	小大下出張診療所	関前小大下甲 2115-1	6	○	—	—	○	88-2900
	大下地区農産物加工場	関前大下甲 1856-1	22	×	—	—	×	88-2211
	大下集会所	関前大下甲 1856-2	68	×	—	—	×	88-2728

※○：避難可、×：避難不可、—：蒼社川洪水想定対象外地域

災害対策基本法第 49 条の 7 及び第 49 条の 8 等に係る指定避難所について、本市においては、緊急的に避難する場所（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 に係る指定緊急避難場所）としても位置づけている。

【指定緊急避難場所】

地区	施設名称	所在地	面積	津波時 避難可否	蒼社川 洪水時 避難可否 (計画降雨)	蒼社川 洪水時 避難可否 (想定最大 規模降雨)	土砂災害時 避難可否
日吉	吹揚小学校	黄金町3丁目3	5,751 m ²	×	×	×	○
	旧日吉小学校運動場体育館	南宝来町1丁目6-1	7,597 m ²	○	○	×	○
別宮	別宮小学校	別宮町5丁目1-7	7,537 m ²	×	○	×	○
常盤	常盤小学校	中日吉町2丁目6-55	10,193 m ²	○	○	×	○
	日吉中学校	中日吉町1丁目3-70	12,264 m ²	○	○	×	○
	今治北高等学校	宮下町2丁目2-14	14,539 m ²	○	○	○	○
	今治西高等学校	中日吉町3丁目5-47	15,872 m ²	○	○	×	○
	今治南高等学校	常盤町7丁目2-17	13,816 m ²	○	○	×	○
近見	近見小学校	近見町1丁目5-1	5,804 m ²	○	○	○	○
	近見中学校	近見町4丁目2-57	8,740 m ²	○	○	○	○
立花	立花小学校	立花町4丁目3-45	5,451 m ²	○	×	×	○
	立花中学校	立花町2丁目8-7	10,151 m ²	○	○	×	○
	今治工業高等学校	河南町1丁目1-36	16,110 m ²	○	○	×	○
鳥生	鳥生小学校	南高下町3丁目3-71	12,428 m ²	×	×	×	○
城東	旧城東小学校運動場体育館	東門町4丁目3-16	7,681 m ²	×	×	×	○
桜井	桜井小学校	郷桜井1丁目8-26	9,191 m ²	○	○	○	○
	桜井中学校	郷桜井1丁目8-8	8,499 m ²	○	○	○	○
	今治高等技術専門校	桜井団地4丁目1-1	3,400 m ²	○	○	○	○
	今治東中等教育学校	桜井2丁目9-1	27,100 m ²	○	○	○	○
国分	国分小学校	古国分2丁目7-1	10,487 m ²	○	○	○	○
富田	富田小学校	上徳甲394-4	6,685 m ²	○	○	○	○
	南中学校	松木349-1	7,033 m ²	○	×	×	○
清水	清水小学校	五十嵐甲13-3	8,678 m ²	○	×	×	○
日高	日高小学校	別名446-2	4,704 m ²	○	○	×	○
	西中学校	山路554-3	6,844 m ²	○	○	○	○
乃万	乃万小学校	延喜甲349	5,411 m ²	○	○	○	○
	今治明德短期大学	矢田甲688	16,839 m ²	○	○	○	○
波止浜	波止浜小学校	地堀1丁目3-40	6,742 m ²	×	○	○	○
	北郷中学校	中堀4丁目1-1	12,168 m ²	○	○	○	○
朝倉	朝倉中学校	朝倉北甲273	7,127 m ²	○	○	○	○
	朝倉小学校	朝倉北甲281	3,300 m ²	○	○	○	○

地区	施設名称	所在地	面積	津波時 避難可否	蒼社川 洪水時 避難可否 (計画降雨)	蒼社川 洪水時 避難可否 (想定最大 規模降雨)	土砂災害時 避難可否
玉川	玉川中学校	玉川町高野甲 21	6,679 m ²	○	○	○	○
	九和小学校	玉川町摺木甲 71-1	7,131 m ²	○	○	○	×
	鴨部小学校	玉川町中村甲 574-1	4,433 m ²	○	○	○	○
	鈍川収蔵庫 (旧鈍川地域 住民学習センター)	玉川町鈍川丙 226	3,769 m ²	○	○	○	×
	玉川総合公園運動場多目的 体育館	玉川町摺木甲 108	15,102 m ²	○	○	○	×
波方	波方小学校	波方町養老甲 803-1	7,992 m ²	○	—	—	×
	波方公園運動場	波方町樋口乙 730	10,700 m ²	○	—	—	○
	国立波方海上技術短期 大学校	波方町波方甲 1634-1	3,600 m ²	○	—	—	○
大西	大西中学校	大西町九王 2280-1	10,170 m ²	×	—	—	○
	大西小学校	大西町大井浜 103	4,558 m ²	×	—	—	○
	藤山健康文化公園	大西町宮脇乙 579-1	11,352 m ²	○	—	—	○
菊間	菊間中学校	菊間町浜 2628-1	15,304 m ²	○	—	—	○
	菊間小学校	菊間町長坂 2000-1	7,114 m ²	○	—	—	○
	亀岡小学校	菊間町種 52	3,700 m ²	×	—	—	○
	緑の広場公園運動場	菊間町池原 1463-2	13,553 m ²	○	—	—	○
吉海	吉海小学校	吉海町八幡 157	5,481 m ²	×	—	—	○
	大島中学校	吉海町幸新田 250	10,438 m ²	×	—	—	○
	吉海老人福祉センター	吉海町名 1466	400 m ²	○	—	—	○
宮窪	宮窪小学校	宮窪町宮窪 4765	5,500 m ²	○	—	—	○
	宮窪石文化運動公園	宮窪町宮窪 3546	16,800 m ²	○	—	—	×
伯方	伯方中学校	伯方町木浦甲 4134-1	6,183 m ²	○	—	—	○
	伯方小学校	伯方町木浦甲 3599-2	5,262 m ²	○	—	—	×
	伯方高等学校	伯方町有津甲 2358	11,723 m ²	○	—	—	○
上浦	上浦小学校	上浦町井口 4497-1	6,260 m ²	○	—	—	○
	大三島中学校	上浦町井口 5610	17,372 m ²	○	—	—	○
大三島	大三島小学校	大三島町宮浦 5145	4,944 m ²	○	—	—	○
関前	岡村小学校	関前岡村甲 415	2,896 m ²	○	—	—	×

※○：避難可、×：避難不可、—：蒼社川洪水想定対象外地域

【福祉避難所】

地区	施設名称	所在地	事業区分	電話番号
今治	廣寿園	南大門町 3-5-33	軽費老人ホーム	0898-24-7000
美須賀	シルバーハウス吹揚	黄金町 3-2-6	特別養護老人ホーム	0898-25-7575
桜井	桜井荘	旦甲 472-1	養護老人ホーム	0898-48-2246
桜井	唐子荘	旦甲 479-1	特別養護老人ホーム	0898-48-6241
富田	みどりの郷	上徳甲 110-1	特別養護老人ホーム	0898-48-6106
富田	今治育成園	町谷甲 746	障がい者支援施設	0898-47-3770
富田	今治療護園	町谷甲 756-1	障がい者支援施設	0898-48-4066
清水	泉荘	新谷甲 1884-1	養護老人ホーム	0898-47-1599
日高	今治なごみ苑	別名 251	特別養護老人ホーム	0898-25-7530
日高	日高荘	小泉 5-6-38	特別養護老人ホーム	0898-22-7069
朝倉	清流園	朝倉北 497	養護老人ホーム	0898-56-2022
朝倉	リーフガーデンあさくら	朝倉下乙 102-2	特別養護老人ホーム	0898-56-1300
玉川	瑞鶴荘	玉川長畑寺 15-1	特別養護老人ホーム	0898-55-2131
波方	寿山苑	波方町養老甲 1006	特別養護老人ホーム	0898-36-5300
大西	幸風園（ケアハウス）	大西町紺原甲 290-1	軽費老人ホーム	0898-53-6500
大西	幸風園（特別養護老人ホーム）	大西町紺原甲 288-1	特別養護老人ホーム	0898-53-6500
菊間	菊仙荘	菊間町種 3560-5	特別養護老人ホーム	0898-54-3401
菊間	ラ・ファミーユ	菊間町浜 1453-1	軽費老人ホーム	0898-54-5678
吉海	阿育苑	吉海町仁江 262-1	特別養護老人ホーム	0897-84-4608
伯方	はかた寿園	伯方町木浦甲 3930-3	特別養護老人ホーム	0897-74-0155
上浦	多々羅の里	上浦町井口 3865-1	特別養護老人ホーム	0897-87-3800
大三島	楠風園	大三島町浦戸 2	養護老人ホーム	0897-83-0007

3-4 災害時優先電話一覧表

平成 28 年度現在

名称	電話番号	所在地
今治市役所	0898-32-5212	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5213	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5214	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5215	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5216	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5203	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5204	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5205	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5206	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5207	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5208	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5209	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5210	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5219	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5281	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5496	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5497	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5191	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5737	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所	0898-32-5211	今治市別宮町 1 丁目 4-1
今治市役所(水道)	0898-32-6762	今治市別宮町 1 丁目 4-1
別名水防防災倉庫	0898-32-6356	今治市別名 2-3
小泉浄水場	0898-23-5286	今治市小泉 1 丁目 11-1
衛生センター	0898-24-1431	今治市天保山町 1 丁目 2-1
学校給食センター	0898-22-1302	今治市南大門町 2 丁目 5-1
馬越配水池	0898-22-6228	今治市馬越 2 番耕地 74-1
片山水源地	0898-22-3315	今治市片山 4 丁目 4-12
下水浄化センター	0898-23-5616	今治市天保山町 4 丁目 6-2
北部浄化センター	0898-41-8451	今治市内堀 1 丁目 185-15
塔ヶ谷下水処理場	0898-48-4859	今治市湯ノ浦 19
大浜浄化センター	0898-22-2035	今治市砂場町 1 丁目丁 662
天保山第 1 ポンプ場	0898-22-6296	今治市天保山町 2 丁目 2-14
北浜ポンプ場	0898-31-9628	今治市北浜町甲 1052-5

名称	電話番号	所在地
立花中継ポンプ場	0898-31-1610	今治市東鳥生町5丁目17
鳥生中継ポンプ場	0898-33-1404	今治市東鳥生町4丁目4-9
近見ポンプ場	0898-22-3090	今治市大新田町3丁目7-5
高部下ポンプ場	0898-41-5339	今治市高部甲11-14
北郷排水ポンプ場	0898-41-6599	今治市中堀3丁目9
桜井ポンプ場	0898-47-3746	今治市桜井1丁目6-25
吹揚小学校	0898-25-0053	今治市黄金町3丁目3
別宮小学校	0898-25-0026	今治市別宮町5丁目1-7
常盤小学校	0898-25-0028	今治市中日吉町2丁目6-55
近見小学校	0898-25-0032	今治市近見町1丁目5-1
立花小学校	0898-25-0034	今治市立花町4丁目3-45
鳥生小学校	0898-25-0038	今治市南高下町3丁目3-71
桜井小学校	0898-48-5062	今治市郷桜井1丁目8-26
国分小学校	0898-47-2021	今治市古国分2丁目7-1
富田小学校	0898-48-6132	今治市上徳甲394-4
清水小学校	0898-22-2572	今治市五十嵐甲13-3
日高小学校	0898-25-0047	今治市別名446-2
乃万小学校	0898-25-0051	今治市延喜甲349
波止浜小学校	0898-41-9034	今治市地堀1丁目3-40
日吉中学校	0898-25-0056	今治市中日吉町1丁目3-70
近見中学校	0898-22-1049	今治市近見町4丁目2-57
立花中学校	0898-32-1029	今治市立花町2丁目8-7
桜井中学校	0898-48-6510	今治市郷桜井1丁目8-8
南中学校	0898-48-2854	今治市松木349-1
西中学校	0898-25-0063	今治市山路554-3
北郷中学校	0898-41-9054	今治市中堀4丁目1-1
今治市営中央体育館	0898-24-1651	今治市別宮町6丁目2-2
本町児童館	0898-32-3952	今治市本町5丁目2-24
中央公民館	0898-32-2892	今治市南宝来町1丁目6-1
富田公民館	0898-48-5175	今治市上徳甲393-3
桜井公民館	0898-48-0001	今治市桜井3丁目6-8
鳥生保育所	0898-22-3749	今治市北鳥生町3丁目1-15
常盤保育所	0898-31-5058	今治市南日吉町2丁目2-8
城東保育所	0898-22-3451	今治市美須賀町4丁目1-48

名称	電話番号	所在地
別宮保育所	0898-32-7126	今治市大正町 4 丁目 2-10
波止浜保育所	0898-41-9129	今治市内堀 1 丁目 1-1
乃万保育所	0898-22-6289	今治市延喜甲 365-2
日高保育所	0898-23-1512	今治市別名 549-1
清水保育所	0898-23-1510	今治市徳重 89-1
富田保育所	0898-48-2323	今治市上徳乙 287-7
桜井保育所	0898-48-0555	今治市登畑甲 40
河野美術館	0898-23-3810	今治市旭町 1 丁目 4-8
朝倉支所	0898-56-3942	今治市朝倉北甲 397
朝倉支所	0898-56-3513	今治市朝倉北甲 397
朝倉公民館	0898-56-2024	今治市朝倉北甲 393
朝倉小学校	0898-56-2881	今治市朝倉北甲 281
朝倉中学校	0898-36-7014	今治市朝倉北甲 273
朝倉調理場	0898-56-2025	今治市朝倉北甲 317-1
朝倉福祉センター	0898-56-3560	今治市朝倉下甲 529
朝倉 B & G 海洋センター	0898-56-3466	今治市朝倉下乙 104-2
社会福祉協議会朝倉支部	0898-56-3550	今治市朝倉下乙 112-2
玉川支所	0898-55-4979	今治市玉川町三反地甲 10-1
玉川支所	0898-55-3123	今治市玉川町三反地甲 10-1
九和小学校	0898-36-8023	今治市玉川町摺木甲 71-1
鴨部小学校	0898-36-8026	今治市玉川町中村甲 574-1
玉川中学校	0898-55-3181	今治市玉川町高野甲 21
玉川調理場	0898-55-2147	今治市玉川町摺木甲 38-1
鈍川住民学習センター	0898-55-3055	今治市玉川町鈍川丙 247-1
波方支所	0898-41-4979	今治市波方町樋口甲 250
波方支所	0898-41-5562	今治市波方町樋口甲 250
波方小学校	0898-41-9150	今治市波方町養老甲 803-1
波方保健センター	0898-41-9770	今治市波方町波方甲 2029
大西支所	0898-53-4979	今治市大西町宮脇甲 506-1
大西支所	0898-53-4835	今治市大西町宮脇甲 506-1
大西小学校	0898-53-3682	今治市大西町大井浜 103
大西中学校	0898-53-2038	今治市大西町九王甲 2280-1
大西調理場	0898-53-2129	今治市大西町脇甲 1831-5
大西体育館	0898-53-5040	今治市大西町新町甲 797

名称	電話番号	所在地
菊間支所	0898-54-4979	今治市菊間町浜 822
菊間支所	0898-54-5254	今治市菊間町浜 822
亀岡地区住民センター	0898-54-2201	今治市菊間町佐方 2137
亀岡学習センター	0898-54-3835	今治市菊間町佐方 2136
亀岡小学校	0898-54-5393	今治市菊間町種 52
菊間小学校	0898-54-5363	今治市菊間町長坂 2000-1
菊間中学校	0898-54-2924	今治市菊間町浜 2628-1
菊間保育所	0898-54-2209	今治市菊間町長坂 1999
菊間調理場	0898-54-2497	今治市菊間町松尾 35
吉海支所	0897-84-2181	今治市吉海町八幡 137
吉海支所	0897-84-2115	今治市吉海町八幡 137
吉海支所	0897-84-2111	今治市吉海町八幡 137
吉海小学校	0897-84-2648	今治市吉海町八幡 157
大島中学校	0897-84-3982	今治市吉海町幸新田 250
宮窪支所	0897-86-2504	今治市宮窪町宮窪 2668
宮窪支所	0897-86-3828	今治市宮窪町宮窪 2668
宮窪支所	0897-86-2500	今治市宮窪町宮窪 2668
宮窪小学校	0897-86-2117	今治市宮窪町宮窪 4765
伯方支所	0897-72-1504	今治市伯方町木浦甲 1235
伯方支所	0897-72-2838	今治市伯方町木浦甲 123
伯方支所	0897-72-1500	今治市伯方町木浦甲 123
伯方小学校	0897-72-3331	今治市伯方町木浦甲 3599-2
伯方中学校	0897-72-1055	今治市伯方町木浦甲 4134-1
伯方港務所	0897-72-1164	今治市伯方町木浦甲 4625
上浦支所	0897-87-3008	今治市上浦町井口 6605
上浦支所	0897-87-2237	今治市上浦町井口 6605
上浦支所	0897-87-3000	今治市上浦町井口 6605
上浦小学校	0897-87-2981	今治市上浦町井口 4497-1
大三島支所	0897-82-0513	今治市大三島町宮浦 5708
大三島支所	0897-82-0661	今治市大三島町宮浦 5708
大三島支所	0897-82-0500	今治市大三島町宮浦 5708
大三島小学校	0897-82-0034	今治市大三島町宮浦 5145
大三島中学校	0897-87-3401	今治市上浦町井口 5610
越智諸島事務所	0897-82-1261	今治市大三島町台 1330

名称	電話番号	所在地
関前支所	0897-74-1210	今治市関前岡村甲 732
関前支所	0897-88-2126	今治市関前岡村甲 732
関前支所	0897-88-2350	今治市関前岡村甲 732
関前支所	0897-88-2111	今治市関前岡村甲 732
岡村小学校	0897-88-2104	今治市関前岡村甲 415
関前中学校	0897-88-2531	今治市関前岡村甲 415
関前開発総合センター	0897-88-2211	今治市関前岡村甲 2-5
岡村港務所	0897-88-2252	今治市関前岡村甲 723-2
今治市消防本部	0898-24-6070	今治市南宝来町 2 丁目 1-1
今治市消防本部	0898-25-5780	今治市南宝来町 2 丁目 1-1
今治市消防本部	0898-31-2830	今治市南宝来町 2 丁目 1-1
今治市消防本部	0898-32-2779	今治市南宝来町 2 丁目 1-1
今治市消防本部	0898-34-8061	今治市南宝来町 2 丁目 1-1
今治市消防本部	0898-36-1088	今治市南宝来町 2 丁目 1-1
今治市消防本部	0898-33-8530	今治市南宝来町 2 丁目 1-1
東分署	0898-47-4994	今治市旦甲 264-1
東分署	0898-47-4894	今治市旦甲 264-1
西消防署	0898-32-6119	今治市クリエイティブヒルズ 3
西消防署	0898-32-6143	今治市クリエイティブヒルズ 3
波方分署	0898-41-7594	今治市波方町樋口甲 1552-1
波方分署	0898-43-0119	今治市波方町樋口甲 1552-1
菊間分署	0898-54-4094	今治市菊間町浜 1500-17
菊間分署	0898-54-2846	今治市菊間町浜 1500-17
北消防署	0897-74-2120	今治市伯方町叶浦甲 1667-4
北消防署	0897-74-2233	今治市伯方町叶浦甲 1667-4
大島分署	0897-86-2189	今治市宮窪町宮窪 4764-5
大島分署	0897-86-2119	今治市宮窪町宮窪 4764-5
大三島分署	0897-87-4118	今治市上浦町井口 5286
大三島分署	0897-87-2113	今治市上浦町井口 5286

機関名	担当課・係名	電 話				F A X			
		N T T	地上系		衛星系	N T T	地上系		衛星系
			内線接続	専用電話			内線接続	I P 接続	
県庁	防災危機管理課 防災情報グループ	089-912-2318	5000-2318 (発信特番:6)		200-2318 (発信特番: 64)	089-941-2160 089-941-2170 089-941-2180	5000-2326 (発信特番:6)	○	200-141 (発信特番:なし)
東予地方局	総務県民課 防災対策室	0897-56-1300 (内線213)	5100-213 (発信特番:6)	6100 (発信特番:なし)	320-213 (発信特番:8)	0897-56-3731	5100-211 (発信特番:6)	○	320-299 (発信特番:8)
四国中央庁舎	四国中央土木事務所 用地管理課	0896-23-2390 0896-24-4455	5200-212/267 (発信特番:6)	6110 (発信特番:なし)		0896-23-2395	5200-999 (発信特番:6)		
西条第二庁舎	産業振興課 企画調整係	0898-68-7322	5210-304 (発信特番:6)	6113 (発信特番:なし)		0898-68-3056	5210-499 (発信特番:6)		
今治支局	総務県民室	0898-23-2500 (内線201)	5300-201 (発信特番:6)	6120 (発信特番:なし)	410-201 (発信特番:7)	0898-24-1586	5300-389 (発信特番:6)	○	410-399 (発信特番:7)
中予地方局	総務県民課 防災対策室	089-909-8750 (内線310)	5400-310 (発信特番:6)	6200 (発信特番:なし)	510-310 (発信特番:7)	089-913-1140	5400-327 (発信特番:6)	○	510-499 (発信特番:7)
久万高原庁舎	久万高原土木事務所 用地管理課	0892-21-1210	5500-417 (発信特番:6)	6230 (発信特番:なし)		0892-21-0773	5500-150 (発信特番:6)		
南予地方局	総務県民課 防災対策室	0895-28-6103	5600-207 (発信特番:6)	6300 (発信特番:なし)	710-207 (発信特番:5)	0895-22-3065	5600-922 (発信特番:なし)	○	710-391 (発信特番:5)
八幡浜支局	総務県民室	0894-22-4111 (内線207)	5700-207/208 (発信特番:6)	6320 (発信特番:なし)	620-207/208 (発信特番:8)	0894-24-6271	5700-922 (発信特番:なし)	○	620-219 (発信特番:8)
大洲庁舎	大洲土木事務所 事業管理課	0893-24-5121	5800-291 (発信特番:6)	6330 (発信特番:なし)		0893-24-7525	5800-391 (発信特番:6)		
西予庁舎	西予土木事務所 用地管理課	0894-62-1331	5900-131 (発信特番:6)	6340 (発信特番:なし)		0894-62-9277	5900-391 (発信特番:6)		
愛南庁舎	愛南土木事務所 用地管理課	0895-72-1145	6000-232 (発信特番:6)	6350 (発信特番:なし)		0895-72-1147	6000-391 (発信特番:6)		
県立新居浜病院	総務課 庶務係	0897-43-6161	5101(代表着信) (発信特番:40)	6101 (発信特番:なし)		0897-41-2900			
県立今治病院	総務課	0898-32-7111	5301(代表着信) (発信特番:18)	6121 (発信特番:なし)		0898-22-1398			
県立中央病院	総務医事課 庶務係	089-947-1111	5401(代表着信) (発信特番:89)	6201 (発信特番:なし)		089-943-4136			
県立南宇和病院	事務局	0895-72-1231	6001(代表着信) (発信特番:61)	6351 (発信特番:なし)		0895-72-5552			
鹿森ダム管理事務所	管理課 管理係	0897-41-6438		6102/6150 (発信特番:なし)		0897-41-0891			
黒瀬ダム管理事務所	管理課	0897-56-3131	5103(代表着信) (発信特番:専)	6103 (発信特番:なし)		0897-53-0839			
玉川ダム管理事務所	管理課 管理係	0898-55-2200	5302(代表着信) (発信特番:専)	6122 (発信特番:なし)		0898-55-2944			
台ダム管理事務所	管理課	0897-82-1768	5303(代表着信) (発信特番:専)	6123 (発信特番:なし)		0897-82-1136			
須賀川ダム管理事務所	管理課 管理係	0895-22-8635	5601(代表着信) (発信特番:専)	6301 (発信特番:なし)		0895-25-5857			
山財ダム管理事務所	管理課 管理係	0895-32-4020		6302 (発信特番:なし)		0895-32-4946			

機関名		担当課・係名	電 話				F A X				
			N T T	地上系		衛星系	N T T	地上系		衛星系	
				内線接続	専用電話			内線接続	I P 接続		
県	松山発電工水銅山川支所	保守管理グループ	0896-23-3519	5202 (代表着信) (発信特番: 9)	6112 (発信特番: なし)		0896-24-7142				
	松山発電工水管理事務所	総務課	089-975-7033	5402 (代表着信) (発信特番: 9)	6202 (発信特番: なし)		089-975-0997				
	松山発電工水面河ダム出張所		0892-58-2021		6231 (発信特番: なし)		0892-58-2459				
	消防学校	庶務係	089-978-4000	5403 (代表着信) (発信特番: 6)	6203 (発信特番: なし)		089-978-4003				
市町	松山市	消防局	通信指令課	089-926-9103	5410-103 (発信特番: 93)	6204 (発信特番: なし)	518-7103 (発信特番: 928)	089-926-9198		518-7198 (発信特番: 928)	
		本庁	危機管理課	089-948-6795	5520-6795 (発信特番: 99)	6236 (発信特番: なし)	511-6795 (発信特番: 7)	089-934-1813		511-5000 (発信特番: 7)	
		中島支所	総務担当	089-997-1841				089-997-1585			
	今治市	消防本部	通信指令課	0898-32-2773	5310-340 (発信特番: 66)	6124 (発信特番: なし)		0898-32-0119			
		今治北消防署	署長	0897-74-2119		6142 (発信特番: なし)		0897-74-2120			
		本庁	防災危機管理課 防災情報係	0898-36-1558		6141 (発信特番: なし)	411-20901 (発信特番: 17)	0898-32-2765		411-28998 (発信特番: 17)	
		朝倉支所	住民サービス課 総務担当	0898-56-2500		6125 (発信特番: なし)		0898-56-3513			
		玉川支所	住民サービス課 総務担当	0898-55-2211		6126 (発信特番: なし)		0898-55-3123			
		波方支所	住民サービス課 総務担当	0898-41-7111		6127 (発信特番: なし)		0898-41-5562			
		大西支所	住民サービス課 総務担当	0898-53-3500		6128 (発信特番: なし)		0898-53-4835			
		菊間支所	住民サービス課 総務担当	0898-54-3450		6129 (発信特番: なし)		0898-54-5254			
		吉海支所	住民サービス課 総務担当	0897-84-2111		6130 (発信特番: なし)		0897-84-2115			
		宮窪支所	住民サービス課 総務担当	0897-86-2500		6131 (発信特番: なし)		0897-86-3828			
		伯方支所	住民サービス課 総務担当	0897-72-1500		6132 (発信特番: なし)		0897-72-2838			
		上浦支所	住民サービス課 総務担当	0897-87-3000		6133 (発信特番: なし)		0897-87-2237			
		大三島支所	住民サービス課 総務担当	0897-82-0500		6134 (発信特番: なし)		0897-82-0661			
		関前支所	住民サービス課 総務担当	0897-88-2111				0897-88-2350			
		宇和島市	本庁	危機管理課 危機管理係	0895-49-7083	5610-451 (発信特番: 82)	6303 (発信特番: なし)	711-451 (発信特番: 81)	0895-24-6094		711-488 (発信特番: 81)
			吉田支所	総務係	0895-52-1111		6304 (発信特番: なし)		0895-52-4505		
三間支所	総務係		0895-58-3311		6305 (発信特番: なし)		0895-58-3317				

機関名		担当課・係名	電 話				F A X			
			N T T	地上系		衛星系	N T T	地上系		衛星系
				内線接続	専用電話			内線接続	I P 接続	
宇和島市	津島支所	総務係	0895-32-2721		6306 (発信特番:なし)		0895-32-5343			
八幡浜市	本庁	総務課 危機管理・原子力対 策室	0894-22-3111	5710-1322 (発信特番: 77)	6321 (発信特番:なし)	621-1322 (発信特番: 78)	0894-24-0610		621-671 (発信特番: 78)	
	保内支所	庁舎管理課	0894-22-3111				0894-36-3325			
新居浜市	消防本部	通信指令課	0897-34-0119		6105 (発信特番:なし)	321-2785 (発信特番: 7)	0897-34-1179		321-2997 (発信特番: 7)	
	本庁	防災安全課	0897-65-1282	5110-2384 (発信特番: 69)	6104 (発信特番:なし)	321-2382 (発信特番: 7)	0897-33-5180		321-2997 (発信特番: 7)	
	別子山支所	本庁 防災安全課 支所 総務係	0897-65-1282				0897-33-5180			
西条市	消防本部(東消 防署)	通信指令課 第3通信指令係	0897-55-0119		6107 (発信特番:なし)		0897-55-5558			
	西消防署	第2消防係	0898-68-0119		6143 (発信特番:なし)		0898-68-5200			
	本庁	危機管理課 危機管理係	0897-56-5151	5120-3122 (発信特番: 7)	6106 (発信特番:なし)	322-3122 (発信特番: 6)	0897-52-1725		322-2125 (発信特番: 6)	
	東予総合支所	総務課 総務調整係	0898-64-2700				0898-65-4363			
	丹原総合支所	総務課 総務調整係	0898-68-7300				0898-68-4769			
	小松総合支所	総務課 総務調整係	0898-72-2111				0898-72-4048			
大洲市	本庁	危機管理課 防災係	0893-24-1742	5810-358 (発信特番: 87)	6331 (発信特番:なし)	611-358 (発信特番: 88)	0893-24-2122		611-671 (発信特番: 88)	
	長浜支所	地域振興課	0893-52-1111		6334 (発信特番:なし)		0893-52-0637			
	肱川支所	地域振興課	0893-34-2311		6332 (発信特番:なし)		0893-34-2454			
	河辺支所	地域振興課	0893-39-2111		6333 (発信特番:なし)		0893-39-2115			
伊予市	本庁	危機管理課	089-982-1111	5420-564 (発信特番: 49)	6207/6240 (発信特番:なし)	531-564 (発信特番: 40)	089-983-3681		531-740 (発信特番: 40)	
	中山地域事務所	-	089-967-1111		6208 (発信特番:なし)		089-967-1101			
	双海地域事務所	-	089-986-1111		6209 (発信特番:なし)		089-986-1224			
四国中央市	消防本部	通信係	0896-28-9119				0896-23-6614			
	本庁	総務課	0896-28-6002	5220-1438 (発信特番: 67)	6114 (発信特番:なし)	311-1438 (発信特番: 68)	0896-28-6056		311-1889 (発信特番: 68)	
	川の江庁舎	総務課	0896-28-6203				0896-28-6245			
	土居庁舎	総務課	0896-28-6302				0896-28-6391			
	新宮庁舎	総務課	0896-28-6401				0896-28-6405			
西予市	消防本部	防災課	0894-62-0119		6346 (発信特番:なし)		0894-62-3780			

機関名		担当課・係名	電 話				F A X					
			N T T	地上系		衛星系	N T T	地上系		衛星系		
				内線接続	専用電話			内線接続	I P 接続			
市町	西予市	本庁	危機管理課	0894-62-6491	5910-1514 (発信特番：専)	6341 (発信特番：なし)	632-1514 (発信特番：6)	0894-62-6514			632-3950 (発信特番：6)	
		明浜支所	総務課	0894-64-1280		6343 (発信特番：なし)		0894-64-1550				
		野村支所	総務課	0894-72-1111			6344 (発信特番：なし)		0894-72-2323			
		城川支所	総務課	0894-82-1111			6345 (発信特番：なし)		0894-82-0349			
		三瓶支所	総務課	0894-33-1111			6342 (発信特番：なし)		0894-33-2394			
	東温市	消防本部	警防課 通信指令係	089-964-5210			6211 (発信特番：なし)		089-964-5503			
		本庁	危機管理課	089-964-4483	5430 (代表着信) (発信特番：78)	6210 (発信特番：なし)	513-338 (発信特番：79)	089-964-1609			513-499 (発信特番：79)	
	上島町	消防本部	総務予防課	0897-77-4118	5330 (代表) (発信特番：専)	6136 (発信特番：なし)		0897-77-4111				
		弓削総合支所 (本庁)	総務課	0897-77-2500			422-225 (発信特番：77)	0897-77-4011			422-199 (発信特番：77)	
		生名総合支所	総務課	0897-76-3000				0897-76-2375				
		岩城総合支所	総務課	0897-75-2500				0897-75-2852				
		魚島総合支所	総務課	0897-78-0011				0897-78-0330				
	久万高原町	消防本部	通信係	0892-21-2411				0892-21-2656				
		本庁	総務課総務行政班 防災係	0892-21-1111	5510 (代表着信) (発信特番：専)	6232 (発信特番：なし)	521-2 (発信特番：専)	0892-21-2860			521-3 (発信特番：なし)	
		面河支所	総務課 面河支所支所長	0892-58-2111				0892-58-2110				
		美川支所	総務課 美川支所支所長	0892-56-0211				0892-56-0122				
		柳谷支所	総務課 柳谷支所支所長	0892-54-2121				0892-54-2919				
	松前町		総務課 危機管理係	089-985-4103	5440-2331 (発信特番：99)	6212/6225 (発信特番：なし)	532-2331 (発信特番：7)	089-985-4148			532-2381 (発信特番：7)	
	砥部町	本庁	総務課 危機管理係	089-962-6110	5450-214 (発信特番：9)	6213/6237 (発信特番：なし)	533-214 (発信特番：7)	089-962-4277			533-601 (発信特番：7)	
		広田支所	総務課	089-969-2111				089-969-2115				
	内子町	本庁	総務課	0893-44-2111	5820-318 (発信特番：6)	6335 (発信特番：なし)	614-318 (発信特番：専)	0893-44-4300			614-491 (発信特番：なし)	
	内子町	内子支所	内子総合窓口セン ター	0893-44-2112				0893-44-6135				
		小田支所	総務係	0892-52-3111				0892-52-2303				
	伊方町	本庁	総務課危機管理室	0894-38-0211	5720-212 (発信特番：6)	6323 (発信特番：なし)	623-212 (発信特番：7)	0894-38-1323			623-491 (発信特番：7)	
		瀬戸支所	地域総務課	0894-52-0111				0894-52-0570				
		三崎支所	地域総務課	0894-54-1111				0894-54-1988				

機関名		担当課・係名	電 話				F A X				
			N T T	地上系		衛星系	N T T	地上系		衛星系	
				内線接続	専用電話			内線接続	I P 接続		
市町	松野町	総務課危機管理室	0895-42-1111	5620-211 (発信特番：6)	6307 (発信特番：なし)	715-211 (発信特番：6)	0895-42-1119			715-488 (発信特番：6)	
	鬼北町	本庁	総務財政課 危機管理係	0895-45-1111	5630-235 (発信特番：90)	6308 (発信特番：なし)	714-5111 (発信特番：91)	0895-45-1119			714-5119 (発信特番：91)
		日吉支所	総務係	0895-44-2211		6309 (発信特番：なし)		0895-44-2870			
	愛南町	消防本部	庶務課 警防係	0895-72-0119		6357 (発信特番：なし)		0895-73-1119			
		本庁	総務課 交通係	0895-72-1211	6010(代表着信) (発信特番：専)	6352 (発信特番：なし)	723-2 (発信特番：なし)	0895-72-1214			723-3 (発信特番：なし)
		内海支所	産業建設係	0895-85-0311				0895-85-0914			
		御荘支所	住民福祉係	0895-72-1111				0895-72-3282			
一本松支所		住民福祉係	0895-84-2211				0895-84-3321				
西海支所	住民福祉係	0895-82-1111				0895-82-1110					
組合 消防	八幡浜地区施設事務組合消防本部	警防課通信指令室	0894-22-0119	5730-300 (発信特番：88)	6326 (発信特番：なし)	627-300 (発信特番：7)	0894-22-5227			627-320 (発信特番：7)	
	伊予消防等事務組合消防本部	通信指令課	089-982-0119	5460-240 (発信特番：72)	6215 (発信特番：なし)	537-240 (発信特番：75)	089-987-1119			537-181 (発信特番：75)	
	宇和島地区広域事務組合消防本部	警防課 通信係	0895-22-7500	5640-311 (発信特番：91)	6310 (発信特番：なし)	718-311 (発信特番：77)	0895-24-1554			718-802 (発信特番：77)	
	大洲地区広域消防事務組合消防本部	警防課 通信指令室	0893-24-0119	5830(代表着信) (発信特番：8)	6338 (発信特番：なし)	617-2 (発信特番：9)	0893-24-4583			617-3 (発信特番：なし)	
防災 機関	陸上自衛隊第14特科隊	第3科	089-975-0911 (内線238)		6218 (発信特番：なし)		089-975-0911 (内線236)				
	松山海上保安部	警備救難課 救難係	089-951-1197		6216 (発信特番：なし)		089-951-7796				
	今治海上保安部	警備救難課 救難係	0898-22-0118		6140 (発信特番：なし)		0898-22-0118				
	宇和島海上保安部	警備救難課	0895-22-1256		6311 (発信特番：なし)		0895-22-1256				
	新居浜海上保安署	警備救難係	0897-32-0118		6118 (発信特番：なし)		0897-34-8286				
	松山地方气象台	-	089-933-3610		6217 (発信特番：なし)		089-943-6250				
	四国電力伊方発電所	総務広報部 総務課	050-8801-9013		6327 (発信特番：なし)		0894-39-0686				

【愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）の電話のかけ方】

◎地上系

各機関の内線電話（又は地上系専用電話）から

他機関の内線電話へ

→地上系発信特番（注1）＋相手地上系局番（4桁）＋相手内線電話番号（注2）

他機関の地上系専用電話へ

→地上系発信特番（注1）＋相手地上系専用電話番号（4桁）

（注1）地上系専用電話からかける場合は不要。また、内線電話からかける場合は、上記一覧表のとおり、特番あり／専用ボタン／不要のいずれかとなる。

（注2）代表着信の場合は不要。

◎衛星系

各機関の内線電話（又は衛星系専用電話）から

衛星系発信特番（注3） ＋ 相手衛星系局番（3桁） ＋ 相手内線電話番号

（注3）上記一覧表のとおり、特番あり／専用ボタン／不要のいずれかとなる。

【愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）に関する問い合わせ先】

愛媛県 県民環境部 防災局 防災危機管理課 防災情報グループ

地上系：5000-2318

衛星系：200-2318

NTT：089-912-2318

3-6 消防通信施設一覽表

平成 28 年度現在

区 分		通信指令課	中 央		西			北			計
			中央消防署	東分署	西消防署	波方分署	菊間分署	北消防署	大島分署	大三島分署	
消防救急通信指令台（指揮台含む）		4								4	
消防救急デジタル無線	無線統制台	1								1	
	基地局	消防本部・大深山中継所・鷲ヶ頭山中継所									
	無線遠隔制御装置	4			1			1		6	
	卓上型可搬無線装置（半固定局）			1	1	1	1	1	1	7	
	移動局	車載無線機	21	3	6	5	5	8	3	3	54
	携帯無線機	12	1	3	1	1	2	1	1	22	
アナログ無線	署活系無線機	13	5	8	5	5	8	4	4	52	
有線	専用線	指令回線	1	1	1	1	1	1	1	1	8
		119 番回線	40	集線式（2回線）							40
		警察直通	1								1
		その他連絡用	5								5
電話	加入	業務用（回線数）	10	1	1	1	1	1	1	1	17
		災害等情報案内装置	2	火災用 17 回線、救急用 3 回線							2
	電話機（台数）	7	55	2	5	2	2	9	2	2	86
駆け込み通報装置			1	1	1	1	1	1	1	1	8
放送設備			1	1	1	1	1	1	1	1	8
Eメール指令装置		2								2	
FAX119 受信装置		1								1	

3-7 今治市防災行政無線一覧表

平成 28 年度現在

多重無線設備

名 称	周波数	局数	場 所
ぼうさいいまぱりししょうぼうたじゅう	7.5GHz 帯	1	消防本部
ぼうさいいまぱりしおおみやまたじゅう	7.5GHz 帯	1	大深山中継所
ぼうさいいまぱりしわしがとうたじゅう	7.5GHz 帯	1	鷲ヶ頭山中継所
ぼうさいいまぱりしうみやまたじゅう	7.5GHz 帯	1	海山中継所
ぼうさいいまぱりしはかたおみやまたじゅう	7.5GHz 帯	1	伯方大深山中継所
ぼうさいいまぱりししやくしょ (FWA)	18GHz 帯	1	今治市役所
ぼうさいいまぱりししょうぼうほんぶ (FWA)	18GHz 帯	1	消防本部

デジタル移動系 (260MHz 帯)

(基地局)

名 称	局 数	場 所
ぼうさいいまぱり	1	消防本部
ぼうさいいまぱりおおみやま	1	大深山中継所
ぼうさいいまぱりわしがとうやま	1	鷲ヶ頭山中継所
ぼうさいいまぱりうみやま	1	海山中継所
ぼうさいいまぱりはかたおみやま	1	伯方大深山中継所

(陸上移動局)

区 分	半固定型	車載型	携帯型
本 庁	5	34	41
支 所	11	54	54
消防本部	8	1	9
消防団	—	151	80
小中学校	42	—	—
公民館等	22	—	—
関係機関	—	—	7

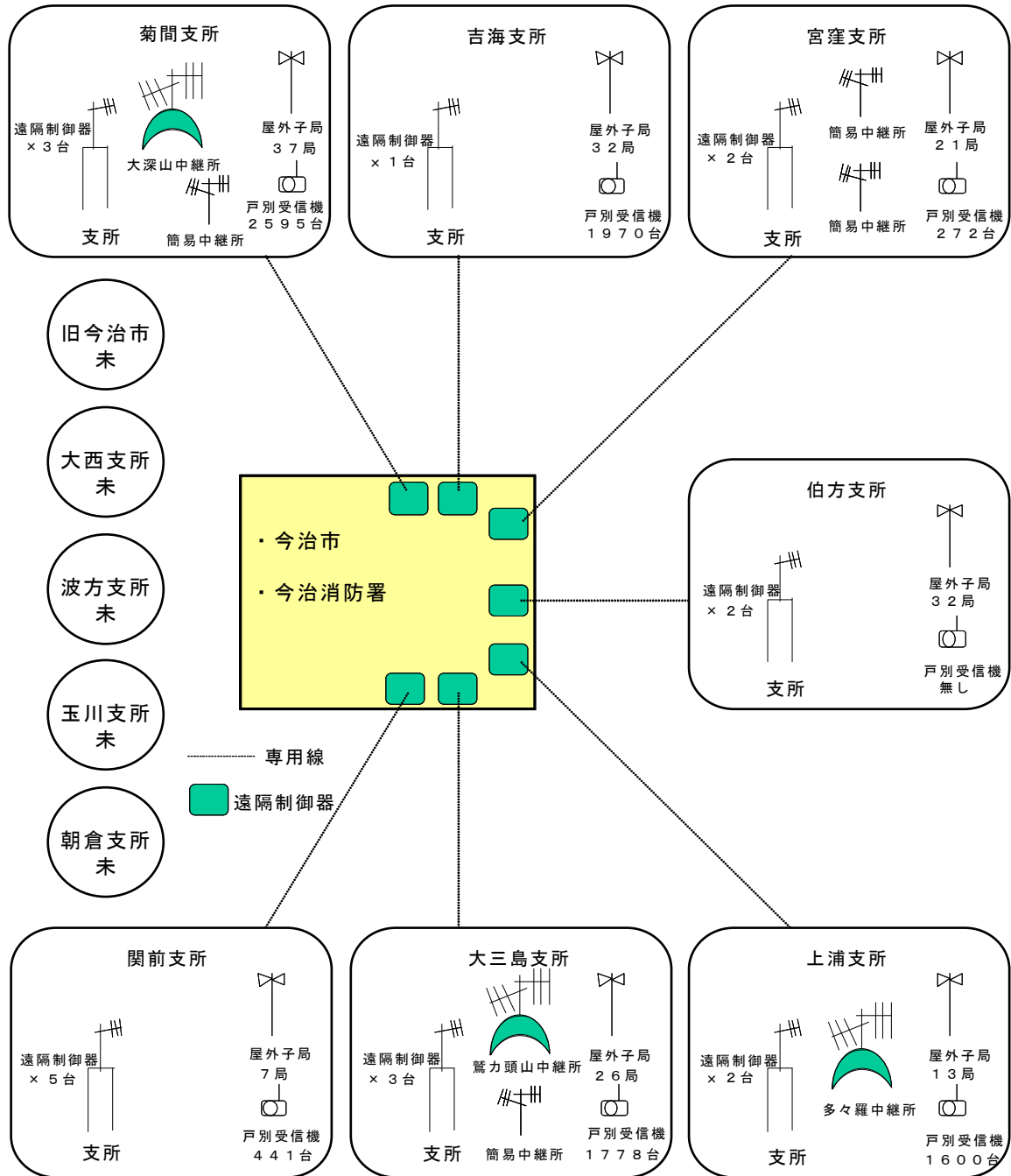
デジタル移動系システム概要



同報系設備 (60MHz帯)

	親局	遠隔制御器	中継局	屋外拡声子局	戸別受信機
菊間支所	1	3	2	37	2,595
吉海支所	1	1		32	1,970
宮窪支所	1	2	2	21	272
伯方支所	1	2		32	
上浦支所	1	2	1	13	(1,600)
大三島支所	1	3	2	26	1,778
関前支所	1	5		7	441

同報系システム概要



4 救援

4-1 備蓄物資のリスト

(1) 災害用備蓄物資一覧表

備蓄箇所	品目	備蓄箇所	備蓄倉庫 延べ床面 積 (㎡)	食糧品(食)											飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)		
				アルファ化 米	乾パン		サバイバ ルフーズ	クラッカー ビスケット	スティック パン	非常食 セット	保存パン	乾燥餅	即席 味噌汁等	レトルト 食品			缶詰	
					内アレルギー ー対応	内高齢者食 (お粥)												
別名倉庫	1	559	2,000			240	6,600					120					480	122
吹揚小学校	1	89	3,100		1,000	504						312					672	450
別宮小学校	1	63	2,650		800	504						312					600	430
近見小学校	1	63	2,200		650	336						312					504	200
立花中学校	1	67	2,200		650	336						312					504	200
桜井中学校	1	32	2,200		650	336						312					504	150
南中学校	1	67	2,200		650	336						312					504	500
西中学校	1	67	2,200		650	336						312					504	500
波止浜小学校	1	63	2,200		650	336						312					504	300
鳥生小学校	1	41	2,150		600	336						312					504	200
国分小学校	1	63	2,200		650	336						312					504	400
朝倉支所	1	30	1,250		300	312						168					348	170
玉川支所	1	63	1,050		250	216						192					312	176
波方支所	1	230	1,500		400	264						264					408	173
大西支所	1	50	1,750		450	312						264					432	180
菊間支所	1	104	1,350		350	216						216					324	170
吉海支所	1	54	1,050		300	168						144					240	258
宮窪支所	1	32	900		200	168						120					228	254
伯方支所	1	60	1,350		350	216						240					372	240
上浦支所	1	75	800		200	168						120					228	250
大三島支所	1	32	1,000		250	168						120					240	251
関前支所	1	52	600		150	120						72					168	250
合計	22	1,955	37,900		10,150	6,264	6,600					5,160					9,084	5,824

品目 備蓄箇所	毛布 代替品 (枚)	マット (枚)	ト イ レ					粉ミルク (k g)	内アレル ギー対応	哺乳瓶 (本)	小児用 紙おむつ (枚)	大人用 紙おむつ (枚)	日用品 セット (セット)	生理 用品 (セット)	タオル (枚)	ブルー シート (枚)
			携帯 トイレ (セット)	簡易 トイレ (基)	仮設 トイレ (基)	マンホール トイレ (基)	凝固 防臭剤 便袋(個)									
別名倉庫				4			1,400					280				577
吹揚小学校				28			1,000				348	280	1,120			
別宮小学校				12			1,000				1,740	756	600	2,576		
近見小学校				17			1,000				1,044	378	300	1,680		
立花中学校				20			1,000				1,044	378	300	2,520		
桜井中学校				11			1,000				1,044	378	282	2,520		
南中学校				11			1,000				870	378	380	2,380		
西中学校				22			1,000				870	324	340	2,380		
波止浜小学校				11			1,000				870	378	300	2,380		
鳥生小学校				14			1,000				870	270	241	2,240		
国分小学校				11			1,000				696	378	385	2,240		
朝倉支所				8			600				522	162	280	560		56
玉川支所				6			600				522	216	280	672		34
波方支所				8			600				696	324	280	1,092		51
大西支所				6			600				696	270	280	1,008		63
菊間支所				8			600				696	270	280	840		37
吉海支所				7			600				522	162	280	532		34
宮窪支所				9			600				348	216	280	420		51
伯方支所				11			600				696	378	280	868		74
上浦支所				6			600				348	108	280	420	100	45
大三島支所				20			600				522	162	280	448	416	48
関前支所				7			600				174	54	180	84		55
合計				257			18,000				15,138	5,940	6,668	28,980	516	1,125

品目 備蓄箇所	テント (張)	パーソナル テント (張)	担架 (台)	医薬品 (セット)	救急 セット (セット)	懐中 電灯 (個)	カセット コンロ (台)	カセット ボンベ (本)	非常用 飲料水袋 (枚)	給水 容器 (個)	ラップ (巻)	そ の 他				
												ジャッキ (台)	鋸 (丁)	スコップ (本)	バール (本)	ハンド マイク (本)
別名倉庫	10	15	2		8	123	80	720	500			11	25	269	10	6
吹揚小学校		25	8		14		16	96				2	24	20	18	4
別宮小学校		8	12		8		56	96				5	20	9	22	3
近見小学校		8	8		10		16	96				3		10		4
立花中学校		8	5		8		32	96				2	12	20	32	3
桜井中学校		4			8		16	96				2	6	10	14	4
南中学校		8			9		16	96					10	10	12	4
西中学校		8	5		8		32	96				2	20	20	15	4
波止浜小学校		8			9		16	96				2	2			4
鳥生小学校		4	5		9		32	96				3	12	20	15	4
国分小学校		4	8		10		16	96				2				4
朝倉支所		8			2	8			100			3	3	39	5	2
玉川支所		6			3	15			100			3	5	47	5	2
波方支所		8			4	7			100			3	4	51	5	2
大西支所		6			3	5			100			3		51	5	2
菊間支所		8			3	13			100			3	5	55	5	2
吉海支所		7	2		3	8			100			3	5	53	5	2
宮窪支所		9	3		2	5			100			3	5	59	5	2
伯方支所		11			3	8			100			3	5	51	5	2
上浦支所		6			4	5			100			3	18	37	5	2
大三島支所		7			13	82			100			13	10	116	15	2
関前支所		7			2	8			100			3	5	49	5	2
合計	10	183	58		143	287	328	1,680	1,600			77	196	996	203	66

品目 備蓄箇所	その他																	
	ラジオ (台)	浄水器 (台)	間仕切り パネル (セット)	発電機 (台)	投光器 (台)	ポケット ティッシュ (個)	箱 ティッシュ (箱)	トイレット ペーパー (ロール)	トラベル セット (セット)	抗菌 シート (枚)	石鹸 (個)	紙皿 (枚)	紙おわん (個)	紙コップ (個)	スプーン・ 割り箸 (個)	食器 セット (セット)	リヤカー (台)	メガホン (台)
別名倉庫	13			38	8											100	8	1
吹揚小学校	4	8	40	10	8							3,640		2,880	300			8
別宮小学校	24	1	30	11	7							300			300			4
近見小学校	7	1	40	2	2							1,820		1,440	300			4
立花中学校	8	1	50	2	2							1,820		1,440	300			
桜井中学校	12	1	40	2	2							1,820		1,440	300			
南中学校	12	1	40	3	3							1,820			300			
西中学校	12	1	50	2	2										300			5
波止浜小学校	7	1	30	2	2							1,820		1,440	300			
鳥生小学校	11	1	30	2	2										300			4
国分小学校	7	1	30	2	2										300			5
朝倉支所	10		10	4	4							850		660	300	2		1
玉川支所	8		10	4	4							982		760	300	2		
波方支所	10		10	2	2							1,530		1,200	300	2		
大西支所	8		10	3	2							1,590		1,260	300	2		
菊間支所	10		10	4	4							1,290		1,020	300	2		1
吉海支所	9		10	4	7							850		660	300	2		1
宮窪支所	11		10	3	3							620		480	300	2		
伯方支所	13		10	3	3							1,380		1,080	300	2		
上浦支所	9		10	3	3							620		480	300	2		
大三島支所	12		10	3	3							680		540	300	2		
関前支所	9		10	3	3							150		120	100	2		
合計	226	17	490	112	78							23,582		16,900	6,200	30		34

(2) 備蓄場所一覧表

平成 28 年度現在

	施設番号	施設名称	所在地	備蓄施設管理者		備蓄管理者	
				管理者名	TEL (FAX)	管理者名	TEL (FAX)
本庁	1	別名水防・防災倉庫	今治市別名2-3	今治市長	0898-36-1558 (0898-32-2765)	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	2	吹揚小学校	今治市黄金町3丁目3	吹揚小学校長	0898-22-0689	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	3	別宮小学校	今治市別宮町5丁目1	別宮小学校長	0898-32-0688	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	4	近見小学校	今治市近見町1丁目5	近見小学校長	0898-22-0258	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	5	立花中学校	今治市立花町2丁目8-7	立花中学校長	0898-32-1095	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	6	鳥生小学校	今治市南高下町3丁目3-71	鳥生小学校長	0898-33-1221	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	7	桜井小学校	今治市郷桜井1丁目8-8	桜井小学校長	0898-48-0150	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	8	国分小学校	今治市古国分2丁目7-1	国分小学校長	0898-47-2050	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	9	南中学校	今治市松木349-1	南中学校長	0898-48-2546	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	10	西中学校	今治市山路554-3	西中学校長	0898-22-0411	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	11	波止浜小学校	今治市地堀1丁目3-40	波止浜小学校長	0898-41-9049	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
朝倉	12	今治市朝倉支所	今治市朝倉北甲397	朝倉支所長	0898-56-2500 (0898-56-3513)	朝倉支所長	0898-56-2500 (0898-56-3513)
玉川	13	今治市玉川支所	今治市玉川町三反地甲18	玉川支所長	0898-55-2211 (0898-55-3123)	玉川支所長	0898-55-2211 (0898-55-3123)
波方	14	今治市波方支所	今治市波方町樋口甲250	波方支所長	0898-41-7111 (0898-41-5562)	波方支所長	0898-41-7111 (0898-41-5562)
大西	15	今治市大西支所	今治市大西町大西脇甲506-1	大西支所長	0898-53-3500 (0898-53-4835)	大西支所長	0898-53-3500 (0898-53-4835)
菊間	16	今治市菊間支所	今治市菊間町浜822	菊間支所長	0898-54-3450 (0898-54-5254)	菊間支所長	0898-54-3450 (0898-54-5254)
吉海	17	今治市吉海支所	今治市吉海町八幡137	吉海支所長	0897-84-2111 (0897-84-2115)	吉海支所長	0897-84-2111 (0897-84-2115)
宮窪	18	宮窪第2分団消防詰所	今治市宮窪町宮窪2668	宮窪支所長	0897-86-2500 (0897-86-3828)	宮窪支所長	0897-86-2500 (0897-86-3828)
伯方	19	今治市伯方支所	今治市伯方町木浦甲1235	伯方支所長	0897-72-1500 (0897-72-2838)	伯方支所長	0897-72-1500 (0897-72-2838)
上浦	20	今治市上浦支所	今治市上浦町井口6605	上浦支所長	0897-87-3000 (0897-87-2237)	上浦支所長	0897-87-3000 (0897-87-2237)
大三島	21	今治市大三島支所	今治市大三島町宮浦5708	大三島支所長	0897-82-0500 (0897-82-0661)	大三島支所長	0897-82-0500 (0897-82-0661)
関前	22	岡村小学校 僻地集会所	今治市関前岡村甲697-1	関前支所長	0897-88-2111 (0897-88-2341)	関前支所長	0897-88-2111 (0897-88-2350)

(3) 水道部可搬式給水タンク在庫一覧表

平成 28 年度現在

容 量	内 容	個 数	総容量
6 リットル	白色ビニールパック	446個	2,676 リットル
10 リットル	白色ポリタンク	100個	1,000 リットル
20 リットル	黄色ポリタンク	29 104	133個
	白色ポリタンク		
0.10t	黄色ポリタンク	1個	100 リットル
0.20t	黄色ポリタンク	4個	800 リットル
0.35t	黄色ポリタンク	5個	1,750 リットル
0.50t	黄色ポリタンク	11個	5,500 リットル
0.60t	黄色ポリタンク	2個	1,200 リットル
1 t	黄色ポリタンク	3 1	4個
	青色ポリタンク		
1.2 t	黄色ポリタンク	2個	2,400 リットル
1.5 t	銀色給水タンク	1個	1,500 リットル

4-2 関係医療機関及び救護班のリスト

平成 28 年度現在

番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等 ○
1	正光会今治病院	799-1598	今治市高市甲 786-13	0898-48-2560	343 (0)	—	1	○
2	今治市医師会 市民病院	794-0026	今治市別宮町 7-1-40	0898-22-7611	55 (51)	—	1	○
3	白石病院	794-0041	今治市松本町 1-5-9	0898-32-4135	100 (100)	—	1	○
4	今治第一病院	794-0052	今治市宮下町 1-1-21	0898-23-1650	90 (90)	—	1	○
5	三木病院	794-0057	今治市泉川町 1-3-45	0898-32-4680	70 (70)	—	1	○
6	きら病院	794-0028	今治市北宝来町 1-3-5	0898-31-5711	30 (30)	○	1	○
7	放射線第一病院	794-0054	今治市北日吉 1-10-50	0898-23-3358	110 (110)	—	1	○
8	井出病院	794-0015	今治市常盤町 7-3-6	0898-32-2866	35 (35)	—	1	○
9	美須賀病院	794-0037	今治市黄金町 3-4-8	0898-32-1212	99 (99)	—	1	○
10	菅病院	794-0056	今治市南日吉町 2-3-21	0898-32-5092	40 (40)	—	1	○
11	吉野病院	794-0038	今治市末広町 1-5-5	0898-32-0323	90 (90)	—	1	○
12	木原病院	794-0026	今治市別宮町 3-7-8	0898-23-0634	73 (73)	—	1	○
13	瀬戸内海病院	794-0028	今治市北宝来町 2-4-9	0898-23-0655	97 (97)	—	1	○
14	今治セントラル 病院	794-0041	今治市松本町 2-6-6	0898-22-5251	70 (70)	—	1	○
15	消化器科久保 病院	799-2116	今治市内堀 1-1-19	0898-41-3233	39 (39)	—	1	○
16	光生病院	794-0022	今治市室屋町 3-2-10	0898-22-0468	51 (51)	—	1	○
17	村上病院	794-0015	今治市常盤町 5-3-37	0898-22-8833	67 (67)	—	1	○
18	山内病院	794-0063	今治市片山 3-1-40	0898-32-3000	50 (50)	—	1	○
19	済生会今治病院	799-1592	今治市喜田村 7-1-6	0898-47-2500	191 (191)	—	1	○
20	今治南病院	794-0862	今治市四村 103-1	0898-22-7300	63 (63)	—	1	○
21	高山内科病院	794-0025	今治市大正町 3-5-8	0898-22-7720	31 (31)	—	1	○
22	県立今治病院	794-0006	今治市石井町 4-5-5	0898-32-7111	320 (270)	○	2	◎ ○
23	整形外科藤井 病院	794-0015	今治市常盤町 5-3-38	0898-24-1000	39 (39)	—	1	○
24	広瀬病院	799-1504	今治市拝志 1-26	0898-47-0100	57 (57)	—	1	○

番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等 ○
25	内科・消化器科 羽鳥病院	794-0043	今治市南宝来町 3-2-3	0898-22-2898	33 (33)	—	1	○
26	高木眼科病院	794-0028	今治市北宝来町 2-3-1	0898-31-7500	30 (30)	—	1	○
27	鈴木病院	794-0026	今治市別宮町 2-1-5	0898-23-0500	36 (36)	—	1	○
28	済生会今治第 二病院	794-0054	今治市北日吉町 1-7-43	0898-23-0100	30 (30)	—	1	○
29	波方中央病院	799-2102	今治市波方町大 字樋口甲 1683-1	0898-41-5911	131 (131)	—	1	○
30	大三島中央病院	794-1304	今治市大三島町 宮浦 5318	0897-82-1111	28 (28)	—	1	○
31	岡村診療所	794-1101	今治市関前岡村 甲 18-2	0897-88-2118	2 (2)	—	1	○
32	上島町魚島国民 健康保険診療所	794-2540	越智郡上島町魚 島 1 番耕地 124-第 3	0897-78-0231	6 (6)	—	1	○

4-3 火葬場のリスト

平成 28 年 12 月現在

番号	名称	所在地	面積 (㎡)		処理能力		建設 年度
			敷地	施設 延べ面積	炉基数	最大 (体/日) (※2)	
1	燧風苑	今治市山方町 1 丁目乙 45	16,933	3,028	7 ※1	14	H15
2	ふじさき苑	今治市吉海町仁江 3217	6,782	393	2	4	H 5
3	伯方斎場	今治市伯方町木浦乙 1003-2	5,693	405	2	4	H 7
4	大翔苑	今治市大三島町宮浦 1609	8,665	791	2	4	H13
5	岡村火葬場	今治市関前岡村甲 1013-3	305	39	1	1	S34
6	小大下火葬場	今治市関前小大下乙 1385	87	45	1	1	S34
7	大下火葬場	今治市関前大下甲 779	59	33	1	1	S44

※1 胞衣炉 1 基含む。

※2 通常使用時間における処理能力を記載

4-4 救援の程度及び基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成 25 年 10 月 1 日

平成 25 年内閣府告示第 229 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
(救援の程度及び方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長）は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設使所等の設置費は、1 人 1 日当たり 310 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるこ

と。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,530,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり310円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設備のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数ものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,530,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,040円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
冬季	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又

は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり547,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,200円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の搜索及び救出

- ニ 死体の搜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

5 生活関連等施設

5-1 生活関連等施設の種類

国民保護法施行令で規定される生活関連施設は以下の通りである。
各施設の一覧は、担当部署で保管する。

国民保護法施行令	各号	施設の種類		施設の特性	市担当 部局	県担当 部局	所管 省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所：最大出力5万キロワット以上 ・変電所：使用電圧10万ボルト以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。 ・変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。 	—	—	経済産業省
	2号	ガス工作物	ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。 ・ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。 	—	—	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池	<ul style="list-style-type: none"> ・国民が直接口にする飲料水を供給する。 ・水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。 	上下水道部	県民環境部	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道施設、軌道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。 ・人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。 	—	—	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備	当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。	—	—	総務省
	6号	放送用無線設備	国内放送を行う放送局の無線設備	当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。	—	—	総務省

国民 保護法 施行令	各号	施設の種類		施設の特性	市担当 部局	県担当 部局	所管 省庁名
第27条	7号	水域施設、 係留施設	水域施設、係留施設	<ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。 	農水港湾部	土木部	国土交通省
	8号	滑走路等、 旅客ターミ ナル施設、 航空保安施 設	滑走路等、旅客ターミ ナル施設、航空保安施 設	<ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。 	—	—	国土交通省
	9号	ダム	ダム	<ul style="list-style-type: none"> 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大となるおそれがある。 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。 	—	土木部 公営企業管 理局	国土交通省
第28条	1号	危険物	危険物の取扱所等 (製造所、貯蔵所及び 取扱所)	<p>(1) 危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。 石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与えるおそれがある。 <p>(2) 消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 大量の危険物を取り扱う施設である。 <p>(3) その他((1)、(2)を除く。)の危険物施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。 	消防本部	県民環境部	総務省 消防庁
	2号	毒劇物 (毒物及び劇 物取締法)	毒物劇物取扱施設	<p>毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。</p> <p>なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。</p> <p>※施設のうち、毒物においては20トン程度、劇物においては200トン程度貯蔵している施設は特に安全確</p>	健康福祉部	保健福祉部	厚生労働省

国民 保護法 施行令	各号	施設の種類		施設の特性	市担当 部局	県担当 部局	所管 省庁名
第28条				保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。 また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物 を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が 破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民 等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかか わらず、特に安全確保に留意すべきと考える。			
	3号	火薬類	火薬庫 火薬類の製造所	・爆発性を有する火薬類を貯蔵している。	消防本部	県民環境部	経済産業省
	4号	高圧ガス	高圧ガスの製造所 高圧ガス貯蔵所	・爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。	—	県民環境部	経済産業省
	5号	核燃料物質 (汚染物質 を含む。)	・試験研究用原子炉施 設、核燃料物質の使 用施設、核原料物質 の使用施設、試験研 究用原子炉設置者及 び核燃料物質使用者 等から運搬を委託さ れた者、試験研究用 原子炉設置者及び核 燃料物質使用者から 核燃料物質の貯蔵 (使用済み燃料の貯 蔵を除く。)を委託 された受託貯蔵者	・核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物 を取り扱っている。核燃料物質はプルトニウム・ウラ ン・トリウム等であり、原子炉の燃料及び試験分析 用等に使用されている。また、プルトニウム・ウラ ンは核兵器等に転用される可能性がある。 ・核原料物質及び核原料物質によって汚染された物 を取り扱っている。核原料物質は、ウラン鉱、トリ ウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であり、 試験分析用等に使用されている。 ・核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃 料から分離された物、これらによって汚染された物 を取り扱っている。 ・原子力施設で特定核燃料物質を取り扱う場合には、 原子炉等規制法(注)において、施設内の核物質の 盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊 行為による放射性物質の外部放出に対する防護のた めに核物質防護規定を定めることとされ、必要な防 護措置(防護区域の設定、出入管理、監視装置、見 張り人の巡視等)等を講ずべきことが義務付けられ ている。 (注)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関 する法律(昭和32年法律第166号)	—	県民環境部	原子力規制庁
	6号	核原料物質	・製錬施設、加工施設、 原子力発電所、使用 済燃料貯蔵施設、再 処理施設、廃棄物管 理施設、廃棄物埋設 施設、事業者等から 運搬を委託された者 及び受託貯蔵者		—	県民環境部	原子力規制庁

国民 保護法 施行令	各号	施設の種類		施設の特性	市担当 部局	県担当 部局	所管 省庁名
第28条	7号	放射性同位 元素 (汚染物質 を含む。)	放射性同位元素の許 可届出使用事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボム※の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。 (※ダーティボム(汚い爆弾)：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾)	—	県民環境部 保健福祉部 農林水産部	原子力規制庁
	8号	毒劇薬 (医薬品、医 療機器等 の品質、有 効性及び 安全性の 確保等に 関する法 律)	<ul style="list-style-type: none"> 薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所 動物用医薬品の用医薬品の製造所及び動物用医薬品の製造販売の事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。 なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。 なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。 	健康福祉部	保健福祉部 農林水産部	厚生労働省 農林水産省

国民 保護法 施行令	各号	施設の種類		施設の特性	市担当 部局	県担当 部局	所管 省庁名
第28条	9号	電気工作物 内の高圧ガ ス	高圧ガスを使用する 事業用電気工作物の 取扱所	<ul style="list-style-type: none"> ・LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。 	—	—	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	<ul style="list-style-type: none"> ・細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設 ・生物剤及び毒素取扱施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する生物剤、毒素(以下、生物剤等)を保有している施設。 ・対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。 ・危険度の高い生物剤及び毒素を保有している。 ・公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。 	健康福祉部	保健福祉部	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
	11号	毒性物質	毒性物質取扱所	<ul style="list-style-type: none"> ・化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)に定める毒性物質(特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の3種に分類される)を取り扱っている。 ・このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。 	—	—	経済産業省

5-2 石油コンビナート等施設に関する資料

平成 27 年 8 月現在

特別 防災区域	特定事業所	種別	所在地	敷地面積 (m ²)
波方地区 (1 事業所)	波方ターミナル (株)	第 1 種 レイアウト	今治市波方町宮崎甲 600	358,890
菊間地区 (2 事業所)	太陽石油 (株) 四国事業所	第 1 種 レイアウト	今治市菊間町種 4070-2	603,192
	菊間国家石油備蓄基地	第 1 種	今治市菊間町種 4642-1	98,655

6 避難実施要領パターン

弾道ミサイル攻撃の場合

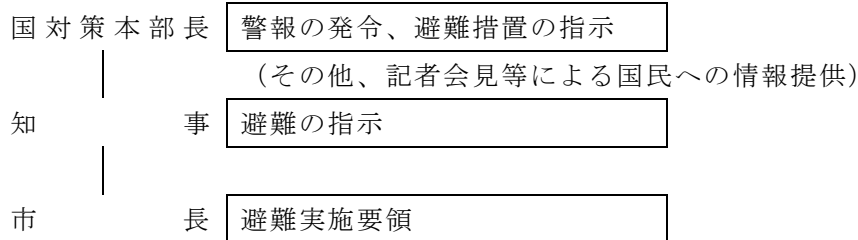
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することを基本とする。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物等に避難することとする。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるように、その取るべき行動を周知することを主な内容とする。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、市内各地に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える。

避難実施要領（一例）

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市域の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人の人々のとるべき対応を周知する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰にとどまる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知する。

・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知する。

3 その他の留意点

・自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行う。要配慮者の「避難支援プラン」を作成した場合には、これを活用して説明を行う。

・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、集客施設や店舗等に対して、協力をお願いする。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することを基本とする。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることを基本とする。

- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとする。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることとする。

- ③ 事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

避難実施要領（一例）

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇〇日〇時現在）。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される場合は、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせる。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

- (※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- (※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- (※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、健常者が運転する自家用車、県や市が準備する公用車、バス等により避難を行う。

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

- (※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。
- (※) 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(市街地部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（一例）

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の今治市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約〇〇〇〇名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる地域の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安部等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災会長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、要配慮者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話、テレビ、ラジオに限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つ。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。
特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割
別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：市庁舎
イ 現地調整所設置場所：〇〇

避難実施要領（一例）

1 事態の状況、避難の必要性

武装工作員が侵入したとの情報がある〇〇石油コンビナートについては、当該施設に対する攻撃が行われた場合には、当該施設から有毒ガスの漏洩拡散や爆発のおそれがあるため、国対策本部長は、警報を発令し、爆発が発生した地区周辺の今治市〇〇の地域及びその風下となる地域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

現時点では、予防的な避難であり、爆発の影響が予想される〇〇地域の住民については、可能な限り、地域外に移動するとともに、爆発が差し迫った場合は、市長は、別途屋内退避を指示する。

(※) 石油コンビナートについては、生活等関連施設として、施設の管理者が安全確保のための措置を講ずるとともに、事態に照らして特に必要な場合には、県公安委員会又は海上保安部長等が施設の周辺について、立入制限区域を指定することとなっている。

(※) 石油コンビナート災害への対処については、武力攻撃事態等においても、石油コンビナート等災害防止法が適用されることとされている（法第104条）。

(※) 石油化学コンビナートによる災害においては、液化天然ガスや液化石油ガスなどの可燃性物質の爆発などの他、一酸化炭素、アンモニアといった有毒ガスの漏洩拡散なども考えられる。

特に、有毒ガスの漏えいの危険性がある場合においては、その時点の気象状況、風向、地形等により拡散の範囲が決まることから、周辺住民の居住状況（高圧ガス保安法により、高圧ガス施設は一定の民家等との保安距離が確保されている。）等を考慮しつつ、風上や風横に住民を避難誘導し、又は屋内への避難を行わせる。

また、大規模な爆発が発生した場合（ファイヤーボール（BLEVE）の発生等）については、その影響（爆風、放射熱、破片の飛しょう等）が広範囲に及ぶ可能性があることから、その影響を勘案した広範囲な避難を考える。このため、事態の状況を見極めながら、可能な限り予防的に影響が予想される地域の範囲外に住民を避難させるとともに、時間や場合により、屋内に避難させることも考慮する。

2 避難誘導の方法

市は、要避難地域の住民〇〇〇名について、特に爆発周辺の地域については、直ちに住民は現場を離れるとともに、周辺や風下先となる地域の住民については、屋内への退避を行うよう周知する。

(1) 避難誘導の全般的方針

(※) 住民の避難については、対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市長は、事業者と協議して、予防的にでも退避を指示し、又は屋内への退避を指示する。

(※) 特別防災区域に所在する特定事業所においては、防災管理者又は副防災管理者が選任されるとともに、自衛防災組織が組織されていることから、これらの者と連絡を取りながら、対応を決める。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 職員の現地派遣

職員〇名を〇〇石油コンビナート周辺に派遣し、現地の調整にあたらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等及び自衛隊と共に、現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。また、国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) 自衛隊、海上保安部等及び県警察による攻撃への排除活動と避難や救助等の活動との連携が確保されるよう、関係機関による現地調整所を設置して対応にあたる。その際、防災管理者等を含めることにより、施設の特性に応じた迅速な判断を行えるように留意する。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達するほか、関係消防本部等の協力を得て広報車、放送設備、サイレン等により速やかに伝達する。

イ 上記と併用し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災会長及び当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、要配慮者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 事業所における自衛防災組織との連携の取れた活動を行う。

(4) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つ。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

(5) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

3 各部の役割
別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：市庁舎

イ 現地調整所設置場所：〇〇

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をする。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、当該運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる港湾へ運送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うこととする。

(島しょ部からの避難の場合)

避難実施要領（一例）

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、〇〇島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、今治市〇〇島の全島を要避難地域とする避難措置の指示を行った。
(対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)
知事は、別添の避難の指示を行ったところである（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、〇〇島の全域の住民約〇〇〇名について、〇〇日〇〇時を目途に避難住民の運送を開始する。避難は、〇日～〇日の〇日間かけて行う。
島外への避難住民の運送は、〇〇港から、〇〇汽船のフェリー〇隻、〇〇輸送のフェリー〇隻をピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも海上保安部等の船艇及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請する。
出航便の一時間前に港湾に到着できるよう、〇〇バスにより、島内を循環して、住民を移動させる。
市は、住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情がある場合以外は、認めない。
避難先は、当面の間は、本庁地区の〇〇公民館及び〇〇体育館とする。

(※) 島外への輸送手段については、県が国と、又は市が県と調整して、指定地方公共機関（又は指定公共機関）である運送事業者の輸送手段をチャーターする。

(※) 島内の各地域からフェリーの発着港湾までの移動は、基本的には市が、島内のバスや公用車両を活用して行う。交通手段が不足する場合は、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示す。

(2) 事前準備の呼びかけ

全住民に対して、防災行政無線等や自治会連絡網により、避難のための準備を行うことを呼びかける。
その際、広報車やヘリコプター等を活用して、周知する。
職員は、担当地域を配分して、各自治会単位での避難者リストを作成する。
避難用バスの時間等については、防災行政無線等や自治会連絡網により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。
要配慮者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるように、早期の避難を促す。また、避難救援班を設けて、避難の支援を行う。

(3) 避難所等までの避難

避難所等までは、徒歩により移動する。自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

市は、避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努める。

避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認する。

(※) 島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

(4) 港湾における対応

港湾においては避難連絡所を設置して、職員が、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて、乗船させるとともに、食料や飲料水を配給する。

(5) 避難先における対応

避難先の港湾は今治港を基本とし、港湾においては連絡所を設置し、県の支援により、〇〇公民館、〇〇体育館までの運送手段の調整を行う。

(6) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市職員、消防職員及び消防団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意する。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つ。
- ・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るために、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行する。

(7) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、町内会等の地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(8) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

- (※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- (※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

7 様式

7-1 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
今 治 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市 名	人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市 名	年 月 日	性 別	年 齢	概 況

7-2 様式第3号（第2条関係）安否情報報告書の様式

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

7-3 様式第1号（第1条関係）安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

- （注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- （注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- （注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- （注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

7-4 様式第2号（第1条関係）安否情報収集様式（死亡住民）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

7-5 様式第4号(第3条関係)安否情報照会書様式

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (〇を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

7-6 様式第5号（第4条関係）安否情報回答書様式

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
今 治 市 長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

7-7 避難に関する情報報告様式

様式 避難に関する事項

第 報

この様式は、住民避難が必要となるような状況が生じた時に、必要な情報を得るためのものであり、判明した事項から逐次報告してください。

事業名			
報告日時	平成 年 月 日 () 時 分	都道府県	
報告者氏名			

1 住民避難の範囲の参考情報

区 分	報告内容（設定時刻、危険物を扱う施設の有無 等）
① 警官が設定した立入禁止の区域	
② 消防が設定した消防警戒区域	
③ 市町村が設定した警戒区域	

注：図を添付してください

2 上記地域の状況

居住人口（概数可）	
-----------	--

注1：対応する地域の地図を添付してください。

注2：「町・大字単位など把握可能な範囲で報告してください。この場合、添付する地図には対応関係を明記してください。

要援護者等の状況	①幼稚園・保育園など	施設数： 人数：	④障害者施設	施設数： 人数：
	②学校	種別： 施設数： 人数：	⑤医療機関	施設数： 入院患者数：
	③高齢者施設	施設数： 人数：	⑥居宅の要援護者	人数：
エリア内で特筆すべき施設				

注：②学校については、種別（小学校、中学校、高校、養護学校等が分かるように記載してください。）

3 避難手段、避難先の状況

避難先地域・施設	地域・施設の名称 収容可能人数
県内で対応困難な避難者数	
避難経路	
移動手段の手配状況	

4 1の範囲の避難状況（自主避難を含む）

--

消防庁受信者氏名 _____

その他の注意事項

- 不明な項目については『不明』『確認中』等の進捗状況を報告してください。
- 区域、施設の場所は、地図に明示し添付してください。
- 「要援護者の状況」欄の人数は、避難に当たって援護を要する者の人数を記載してください。

7-8 火災・災害等即報要領（第3号様式）

第3号様式（救急・救助事故）

火災・災害等即報要領（第3号様式）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人()	人()
		重症	人()	人()
		中等症	人()	人()
		軽症	人()	人()
	計 人			
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
救急・救助活動 の状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

今 治 市 国 民 保 護 計 画

(平成 28 年度変更)

発 行 今 治 市
事務局 総務部防災危機管理課

今治市別宮町一丁目4番地1

電 話 (0898) 36-1558

F A X (0898) 32-2765